

工事調達における 総合評価落札方式の 運用ガイドライン

平成 30 年 8 月
中部地方整備局

目次

・平成30年度運用ガイドラインの改訂ポイント	1
・入札方式	3
・総合評価落札方式の形式	5
・総合評価落札方式の形式選定の基本的考え方	6
・手順フロー：（1）施工能力評価型Ⅱ型【同時提出型】	7
・手順フロー：（2）施工能力評価型Ⅰ型【同時提出型】	8
・手順フロー：（3）施工能力評価型Ⅱ型	9
・手順フロー：（4）施工能力評価型Ⅰ型	10
・手順フロー：（5）技術提案評価型S型（非段階選抜・WTO以外）	
【同時提出】	11
・手順フロー：（6）技術提案評価型S型（非段階選抜・WTO）	
【同時提出】	12
・手順フロー：（7）技術提案評価型S型（段階選抜・WTO）	
【同時提出】	13
・手順フロー：（8）技術提案評価型S型（非段階選抜・WTO以外）	14
・手順フロー：（9）技術提案評価型S型（非段階選抜・WTO）	15
・手順フロー：（10）技術提案評価型S型（段階選抜・WTO）	16
・手順フロー：（11）技術提案評価型A型（WTO）	17
・評価項目一覧	18
・施工能力等、地域の評価基準	
施工能力評価型Ⅱ型（地域型）	19
施工能力評価型Ⅱ型（地整管内）	21
施工能力評価型Ⅱ型（塗装）	23
施工能力評価型Ⅰ型（地域型）	25
施工能力評価型Ⅰ型（地整管内）	27
施工能力評価型Ⅰ型（塗装）	29
技術提案評価型S型	31
段階選抜における評価基準（WTO対象案件）	33
一括審査方式の試行方針	35
減点（マイナス）評価項目	36
・施工能力等、地域の留意事項	
1. 技術者の能力	37
2. 企業の能力	40
3. 地域精通度・貢献度	44
4. その他	45
・「政府調達に関する協定」附属書Ⅰ 付表1、付表2、付表3	46

○平成30年度運用ガイドラインの改訂ポイント

工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドラインの平成30年度改訂にあたっては、競争性の担保、建設業界からのご意見・ご要望及び受発注者の業務負担軽減の観点から、以下のポイントについて、見直しを実施する。

(1) 事務の改善及び効率化

① 【改訂】段階的選抜方式の適用変更（選抜者数増、若手技術者登用）

課題	・段階的選抜の一次審査で工事实績、成績を評価し、上位10者に対し二次審査の技術提案を求めている。 ・工事品質を確保する上で十分な実績を有している企業が選抜されない恐れがある。 ・技術者の同種工事の実績を最大3件まで加算しており、若手技術者にとって不利な評価項目となっている。
対応	・一次選抜者数を参加者数に応じて増やす。 ・同種工事の実績を1件で評価、配点を見直す。 ・対象工事を一般土木工事A等級、建築工事A等級(WTO)とする。 ※H30.4.1 より公告する工事より適用

(2) 公共工事等の品質確保の促進

② 【改訂】配置予定技術者施工実績の評価見直し（若手技術者登用）

課題	・施工能力評価型Ⅰ、Ⅱ型では若手技術者でも監理技術者として登用しやすいよう、技術者の施工実績において、現場代理人と監理技術者としての実績を同等評価しているが、技術提案評価型S型(拡大)では評価差を設定していることから、若手を監理技術者として申請しにくい。
対応	・技術提案評価型S型(拡大)において、現場代理人としての施工実績の加点評価を監理技術者と同等の評価へと改訂。 ※H30.8.1 公告する工事より適用

③ 【改訂】WTO 政府調達協定適用基準額の改正

課題	・WTO 政府調達協定適用基準額が改正。 ・建設工事における対象案件が、6億8千万円以上の工事に適用。
対応	・中部地整で発注する工事においても適用。 ※H30.4.1 公告する工事より適用

④ 【新規】配置予定技術者の資格追加

課題	・電気通信工事においては工事数が多いものの、施工管理技士等の資格がない。 ・相応の技術力があると認める民間資格があるものの、配置予定技術者の資格として認められていない。
対応	・建設業法で、以下に示す配置予定技術者の資格が追加された。 ・中部地整で発注する工事においても配置予定技術者の競争参加資格要件として認める。 ○電気通信工事施工管理技士(新設) ○登録基幹技能者 ※H30.4.1 より公告する工事に適用

⑤ 【改訂】除雪契約実績の加点

課題	・施工能力評価型Ⅰ、Ⅱ型(地域型)において、除雪の契約実績があれば加点しているが、単独工事で発注した工事のみを対象としていた。 ・近年、県発注形態の変更により、道路除雪作業以外が含まれた包括的な維持修繕工事を発注。 ・当該工事を受注した場合、除雪作業の契約実績として認められない。
対応	・包括的な維持工事でも、契約図書や発注者との協定書により除雪の契約実績を確認することができるなら、加点とする。

⑥ 【継続】i-Construction (ICTの推進)

課題	・i-Construction における「ICTの全面的な活用」の取り組みの深化を図るべく、一層の普及推進を図ることが必要。
対応	・発注方針の拡大 ・ICT 浚渫工(河川)の新設 ※H30.8.1 より公告する工事に適用

⑦ 【改訂】週休2日工事の実施条件の変更

課題	・受注者が週休2日を実施しない理由として、「工程が厳しい」、「コストがアップする」、「インセンティブが少ない」等の懸念が挙げられた。
対応	・原則、維持工事や緊急工事等を除いた全工事を対象とする。本官工事は「完全週休2日」、分任官工事は「週休2日相当」で発注者指定型と受注者希望型により発注。 ・週休2日の実施に伴い、間接費について最新の施工実態を踏まえ必要な見直しを行うと共に、機械経費や労務費についても、必要となる経費を適切に計上できるよう補正を実施。 ・受注者のインセンティブとして、工事成績評価における下記項目で評価。 ○「週休2日の確保」の取り組みを工程管理(総括技術評価官及び主任技術評価官の両者)で評価 ○「働き方改革」の取り組みを創意工夫で評価

入札方式
(港湾空港部除く)

発注金額	
6.8億円以上	一般競争入札 (WTO)
6.8億未満 3億円以上	一般競争入札 (拡大)
3億円未満 2億円以上	
2億円未満 6千万円以上	
6千万円未満 250万円以上	一般競争入札 (拡大) (試行)

アスファルト舗装

衛生設備・暖房衛生

ランクのないもの
(その他)

契約予定金額 億円	契約方式	ランク	契約予定金額 億円	契約方式	ランク	契約予定金額 億円	契約方式	ランク	契約予定金額 億円	契約方式	ランク
6.8	一般競争 (WTO)	経営事項 評価点数 1,200点 以上	6.8	一般競争 (WTO)	経営事項 評価点数 1,100点 以上	2.0	一般競争 (拡大)	A	0.6	一般競争 (拡大)	A
		ランク 無し			ランク 無し						
3.0	一般競争 (拡大)	B	1.2	一般競争 (拡大)	B	0.6	※1 試行 一般競争 (拡大)	D	0.6	※1 試行 一般競争 (拡大)	B
0.6	一般競争 (拡大)	C	0.6	※1 試行 一般競争 (拡大)	C	0.5	※1 試行 一般競争 (拡大)	C	0.6	※1 試行 一般競争 (拡大)	B

※1「一般競争入札方式の拡大について（平成17年10月7日国地契第80号）」より予定価格が6千万円以上の工事にまで一般競争入札方式を拡大予定価格が6千万未満の工事についても一般競争入札方式を試行する。

※2 一般競争は250万円以上から実施

総合評価落札方式の形式

◆ 施工能力評価型

発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを
企業・技術者の能力等で確認する工事

形式	分類の考え方
Ⅱ 型	○ 工事難易度がⅠの工事で技術提案及び施工計画を求めて評価する必要がない工事 ○ 予定価格3億円未満で工事難易度がⅡの工事で技術提案及び施工計画を求める必要がない工事 ・ 施工計画を求めない
Ⅰ 型	○ 工事難易度がⅡ以上の工事で技術提案を求めて評価する必要がない工事 ○ 本官工事で技術提案を求めて評価する必要がない工事 ・ 施工計画を求めて企業の施工能力を確認する

◆ 技術提案評価型(S型)

発注者が示す標準案に対し、施工上の工夫等の技術提案を求め、工事品質の向上を図る必要のある工事

- WTO対象工事
 - 「工事難易度に係る難易度」の項目にA評価がある
 - 技術提案評価型(A型)以外で現場条件等により技術提案を評価する必要がある工事
- ※必要に応じ段階選抜を実施する

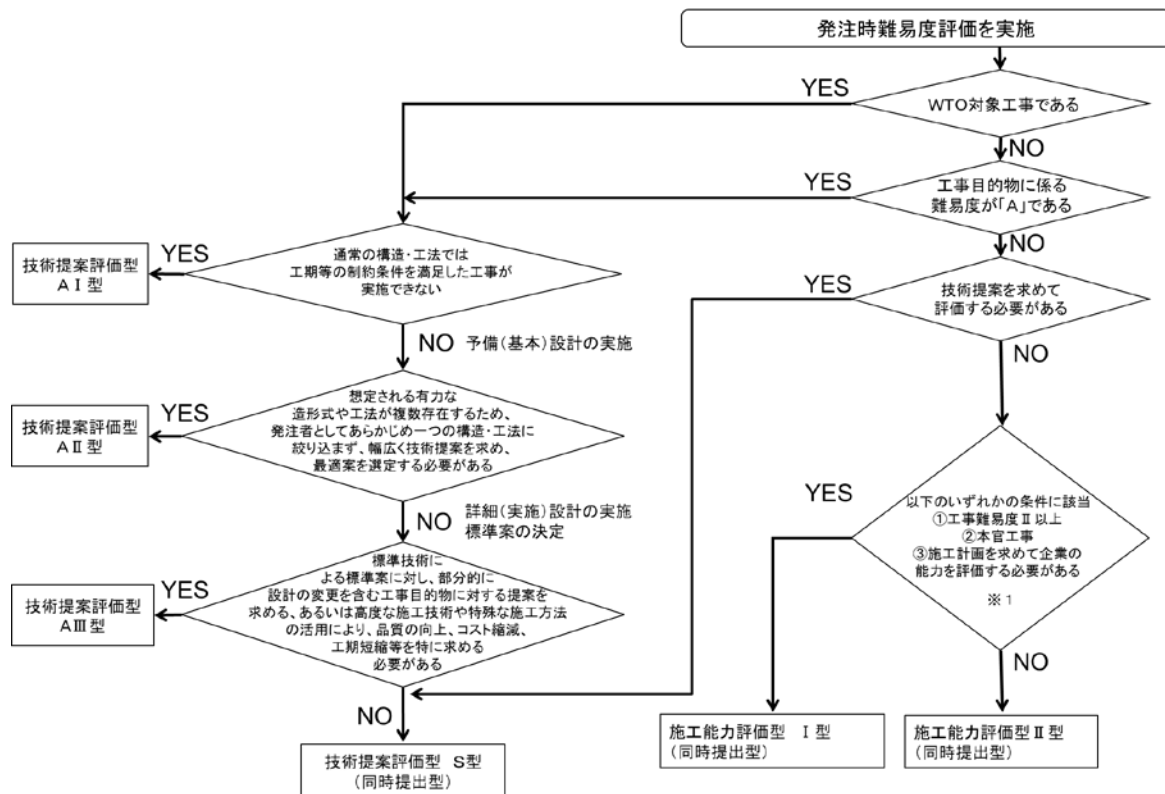
◆ 技術提案評価型(A型)

社会的要請の高い特定の課題に対し、工事自体の価値・工事品質を
より向上させる必要のある工事

- ・ 社会的要請の高い特定課題に対し高度な技術力を審査・評価
- ・ 技術対話を通じ技術提案の改善を行う
- ・ 技術提案を基に予定価格を作成

形式	分類の考え方
AⅠ型	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足できない 等 ※設計施工一括発注方式 ※標準案を設定しない
AⅡ型	想定される有力な構造形式・工法が複数存在し、発注者として予め一つに絞り込まず幅 広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切 等 ※設計施工一括発注方式 ※標準案を設定しない(複数の候補有り)
AⅢ型	標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益を相当程度 高めることを期待 等 ※標準案有り

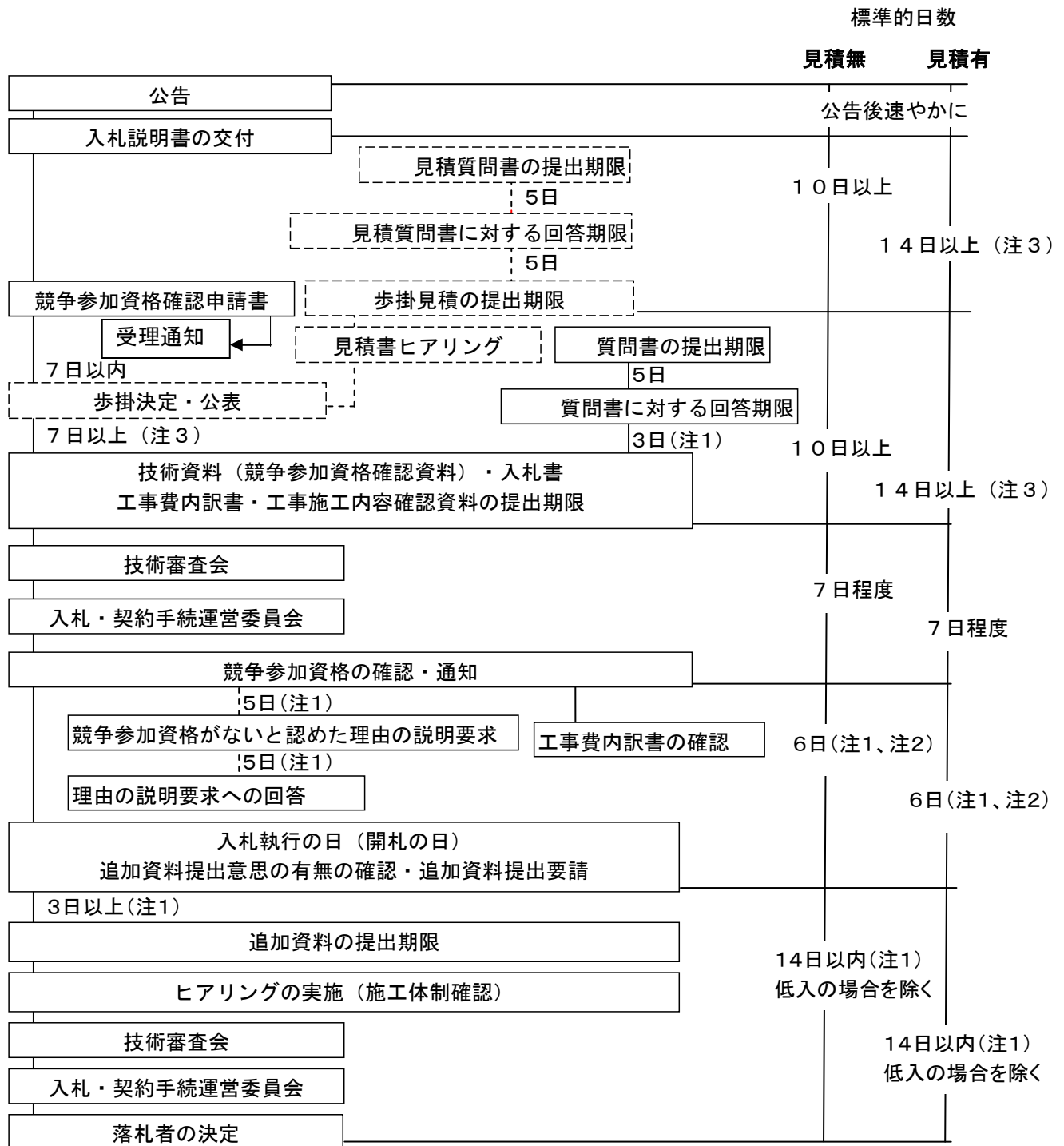
総合評価落札方式の形式選定の基本的考え方 選定フロー



※1: 予定価格3億円未満で、施工計画を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事であれば、施工能力評価型Ⅱ型の適用も可能。「平成30年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成30年4月6日通達)

手順フロー

(1) 施工能力評価型Ⅱ型 【同時提出型】(施工体制確認型)



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

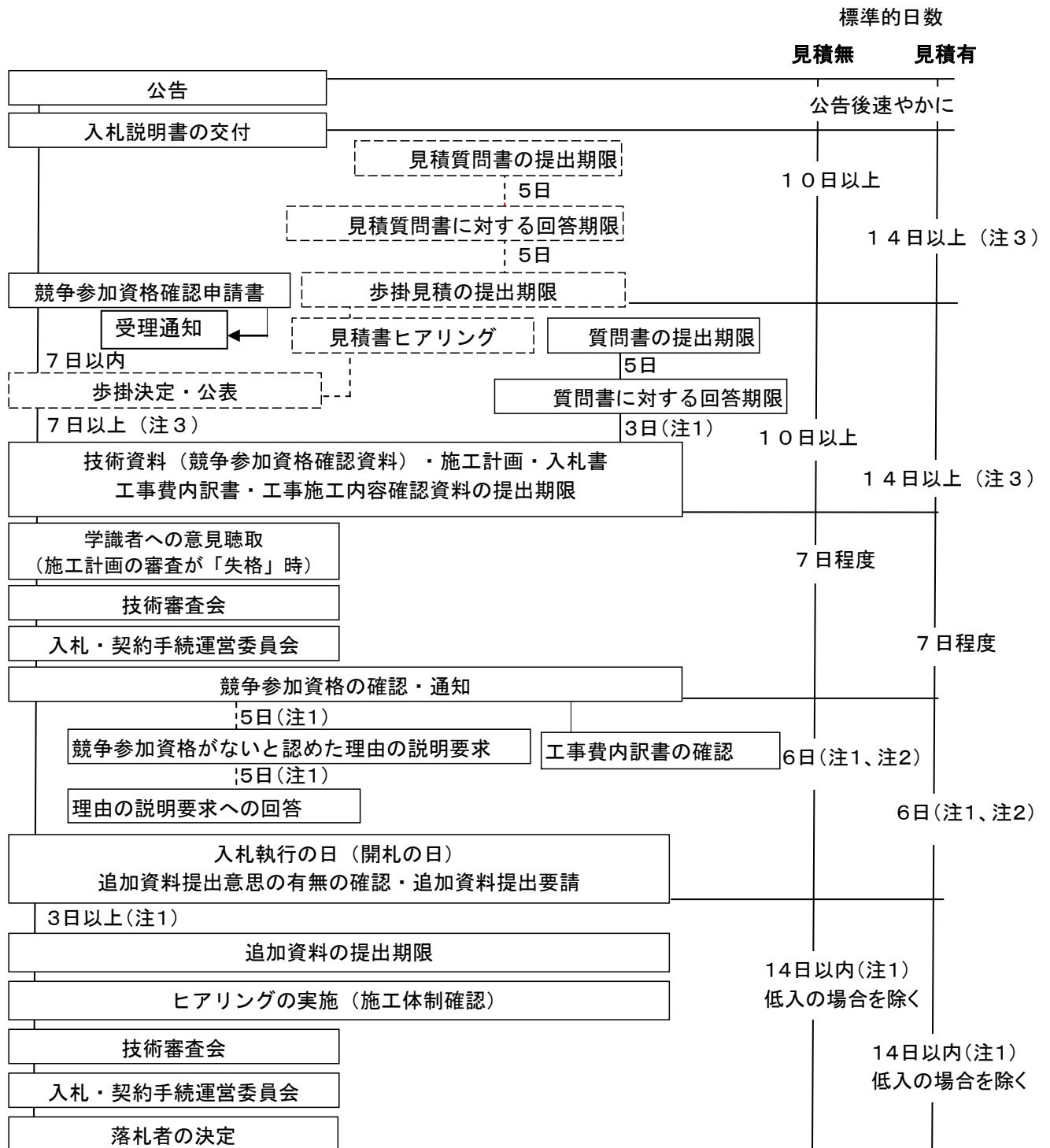
(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 歩掛かり見積りの内容によっては5～10日程度延長し、適切な期間を確保すること

手順フロー

(2) 施工能力評価型Ⅰ型 【同時提出型】(施工体制確認型)



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

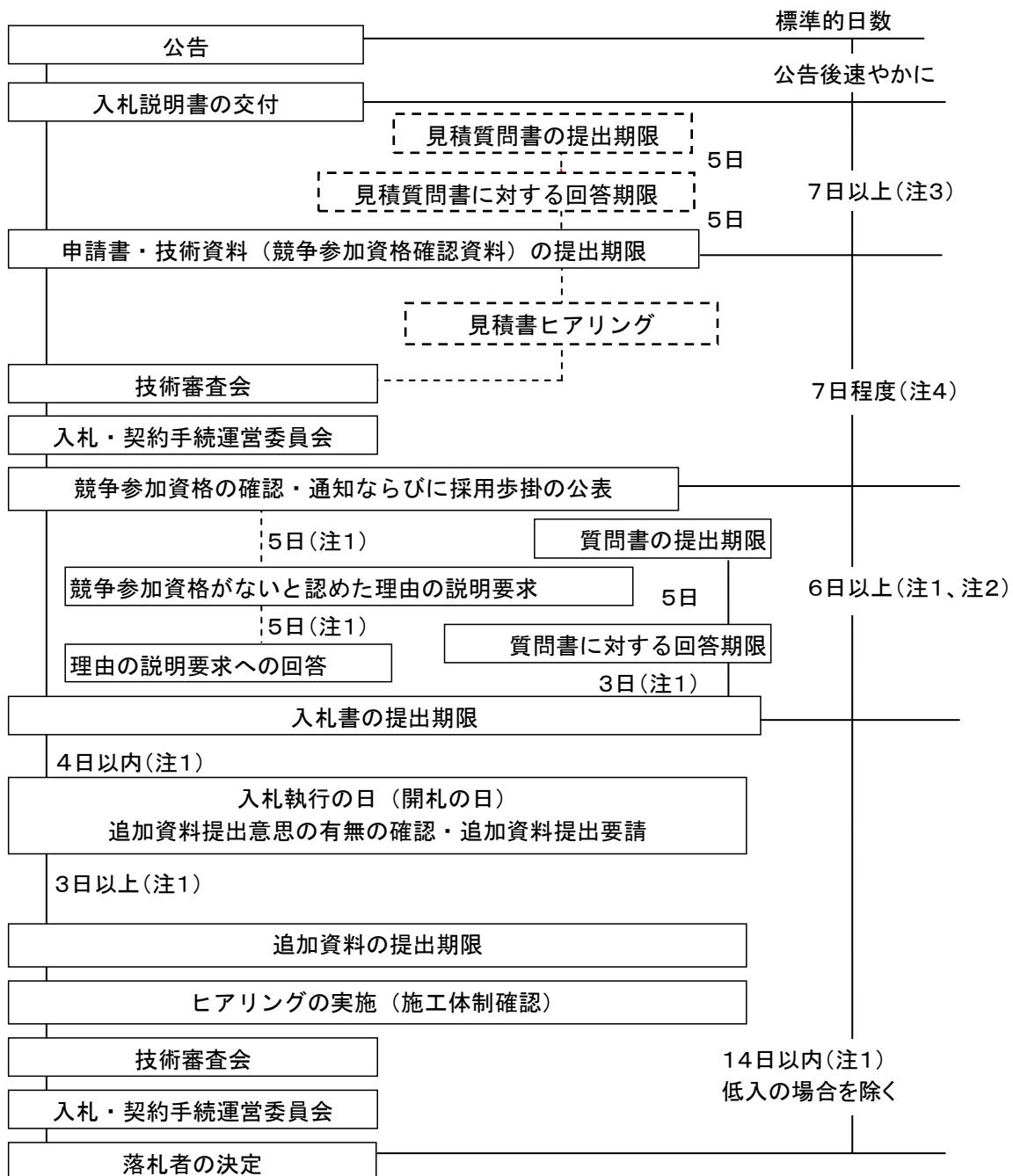
(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 歩掛り見積りの内容によっては5～10日程度延長し、適切な期間を確保すること

手順フロー

(3) 施工能力評価型Ⅱ型(施工体制確認型)



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

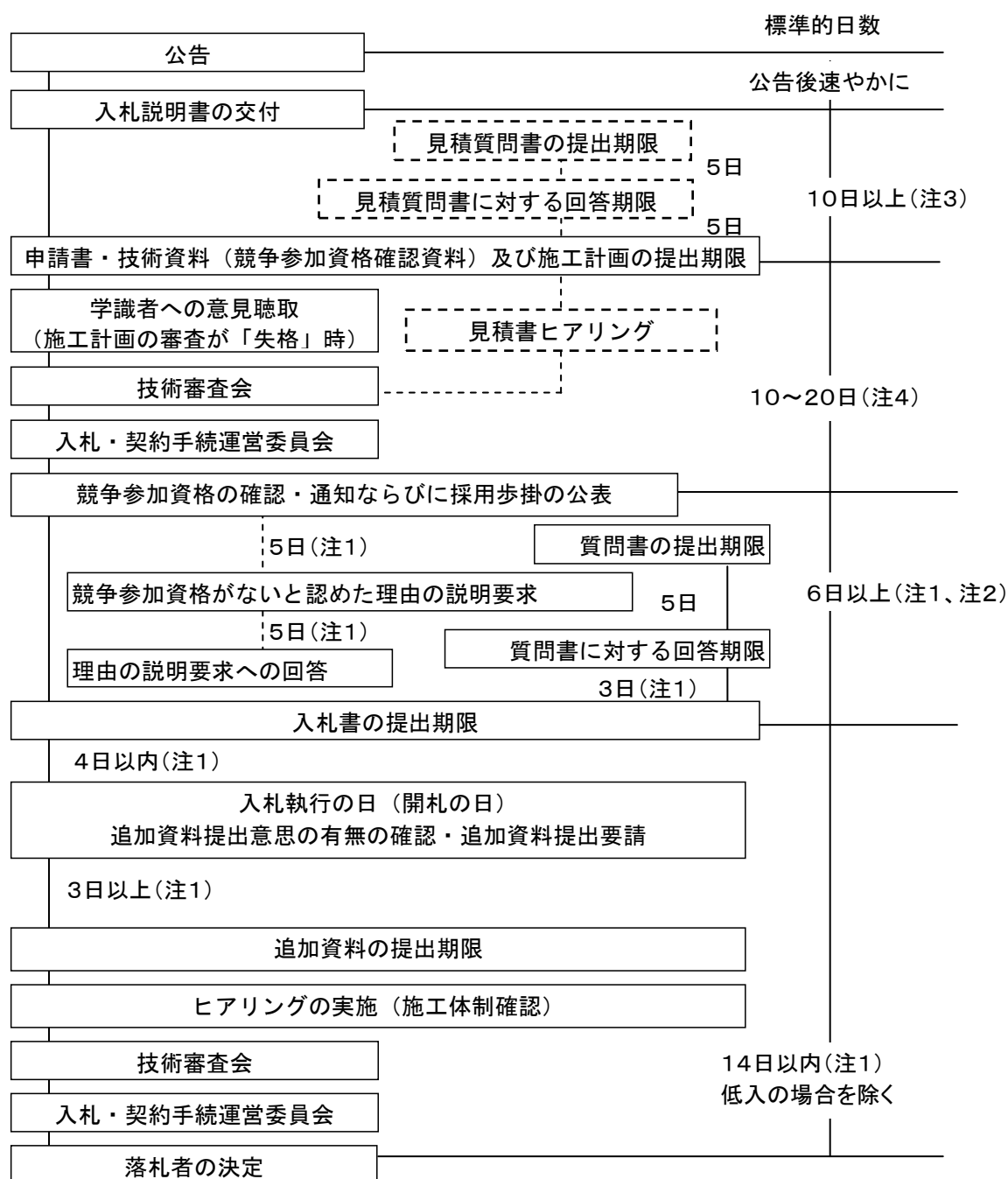
(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5～10日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長し、見積り作成期間を確保すること

(注4) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長できる

手順フロー

(4) 施工能力評価型Ⅰ型(施工体制確認型)



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5～10日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長し、見積り作成期間を確保すること

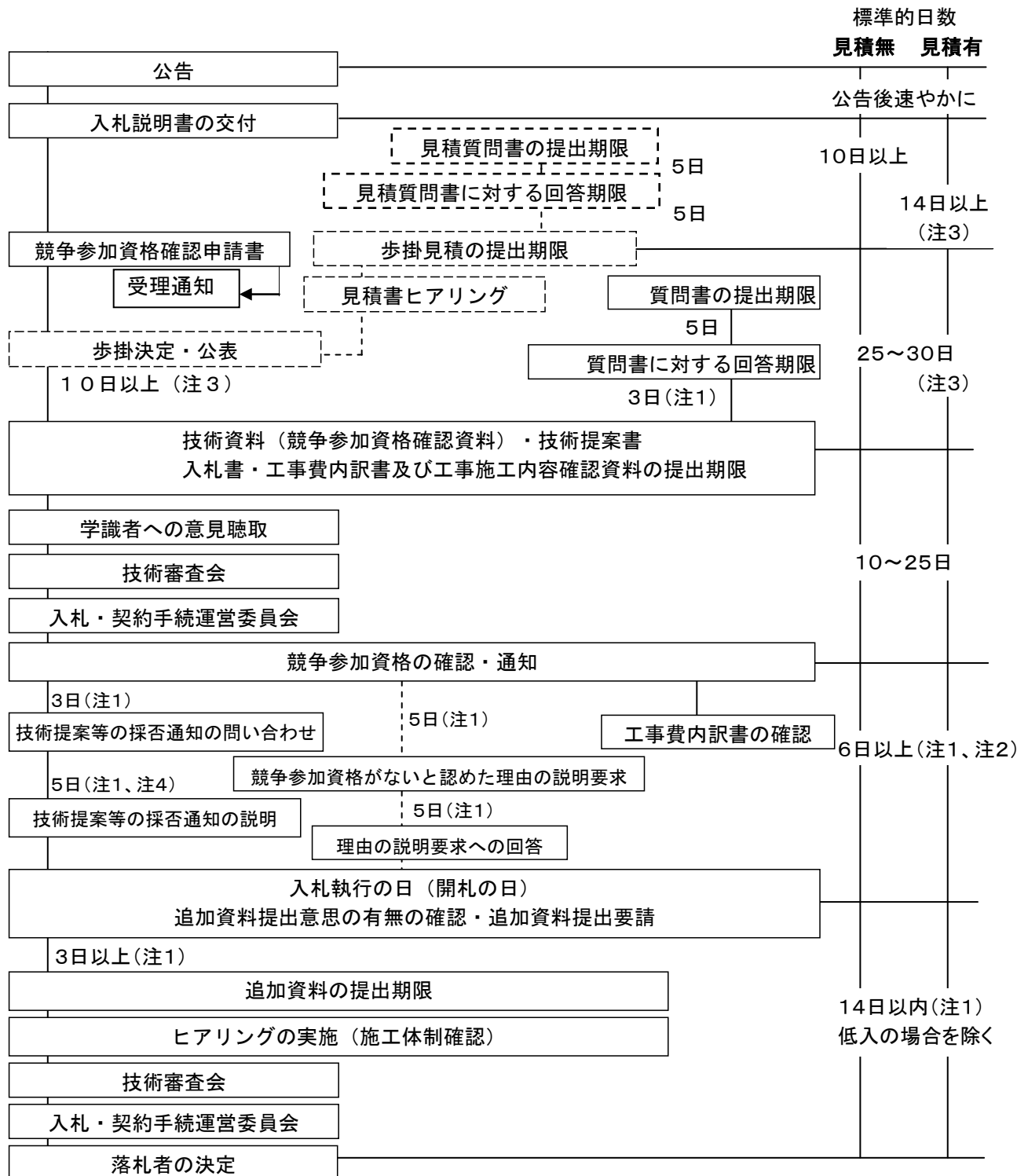
(注4) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長できる

手順フロー

(5) 政府調達に関する協定(WTO)以外の場合

技術提案評価型(S型)【同時提出型】(施工体制確認型)

※非段階選抜型



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

(注3) 歩掛かり見積りの内容によっては、5~10日程度延長し、適切な期間を確保すること

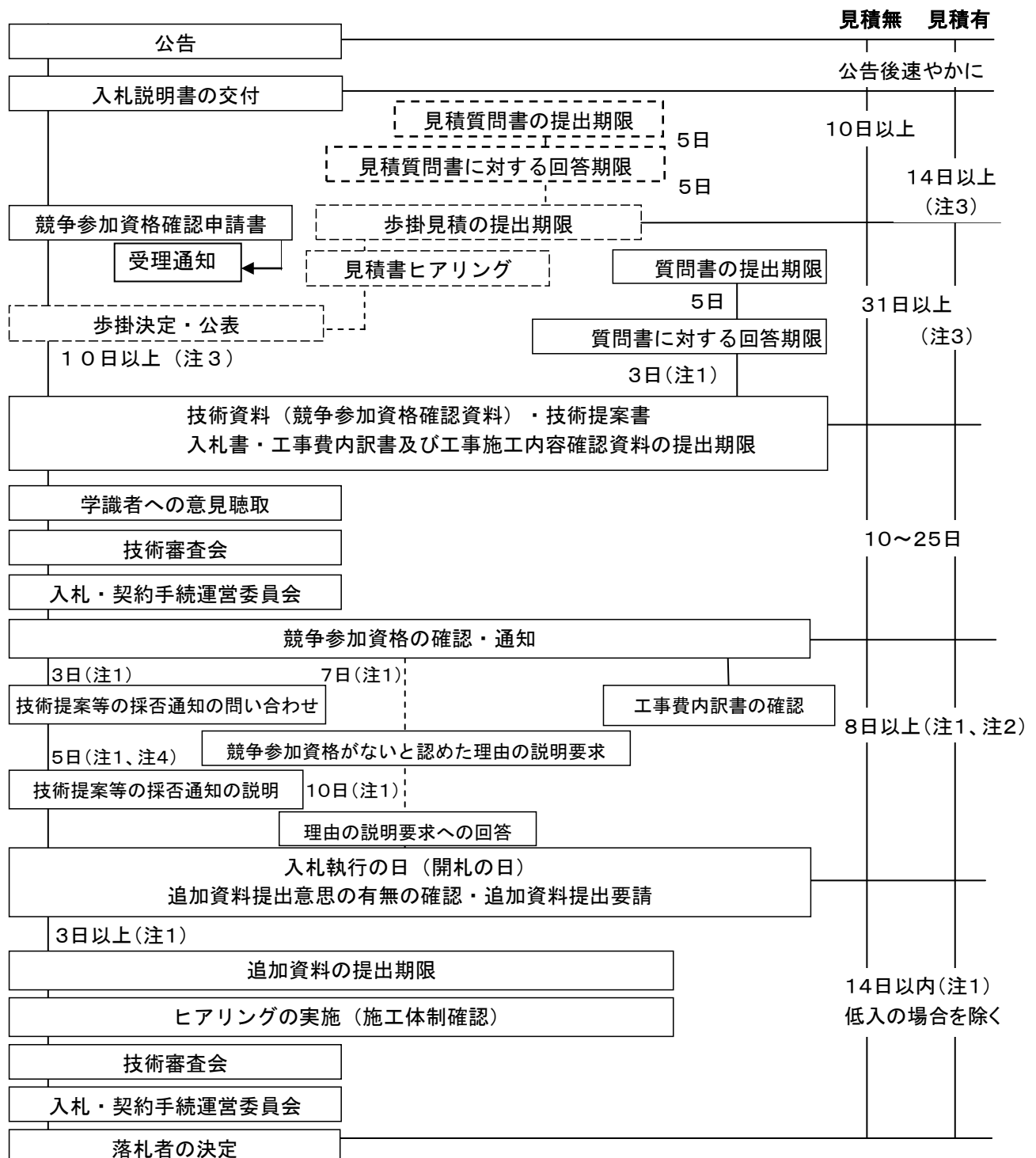
(注4) 可能な限り開札までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

手順フロー

(6) 政府調達に関する協定(WTO)の場合

技術提案評価型(S型)【同時提出型】(施工体制確認型) ※非段階選抜型

標準的日数



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 8日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は18日

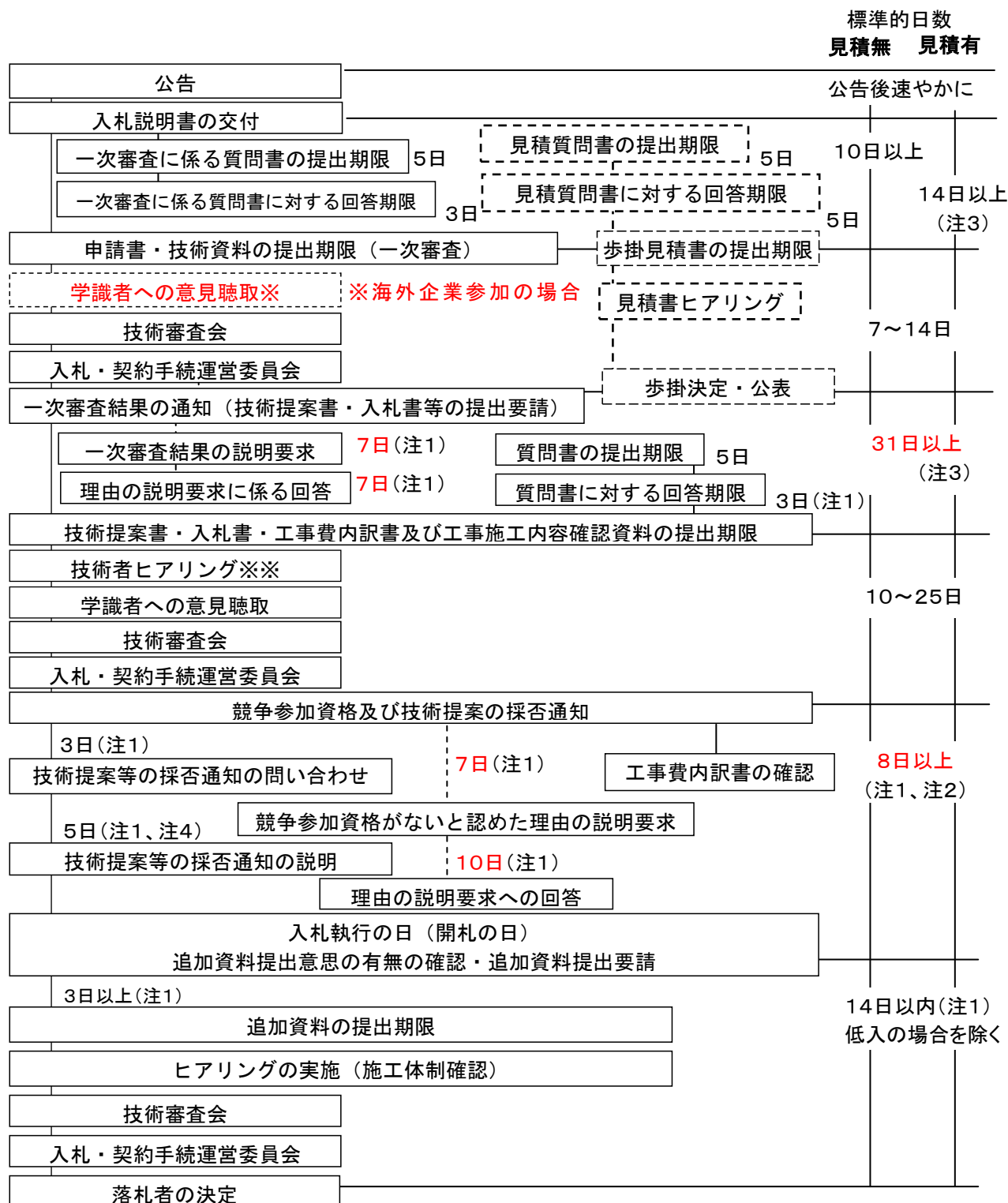
(注3) 歩掛かり見積りの内容によっては、5~10日程度延長し、適切な期間を確保すること

(注4) 可能な限り開札までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

手順フロー

(7) 政府調達に関する協定(WTO)の場合

技術提案評価型(S型)【同時提出型】(施工体制確認型)※段階選抜型



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

※段階選抜は、必要がある場合に試行的に実施

※※技術者ヒアリングは、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 8日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は18日

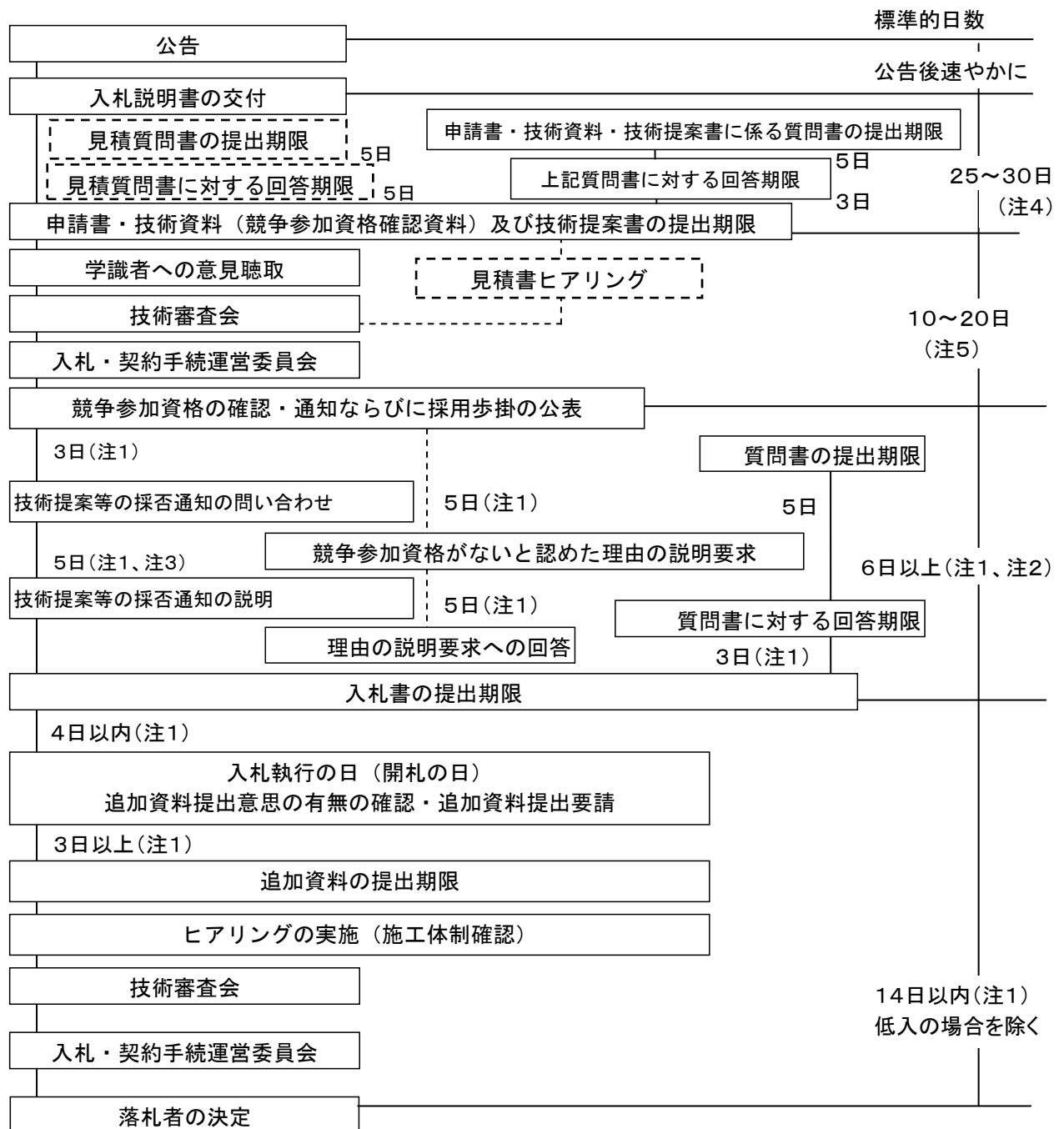
(注3) 歩掛かり見積りの内容によっては、5~10日程度延長し、適切な期間を確保すること

(注4) 可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

手順フロー

(8) 政府調達に関する協定(WTO)以外の場合

技術提案評価型(S型)(施工体制確認型)※非段階選抜型



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

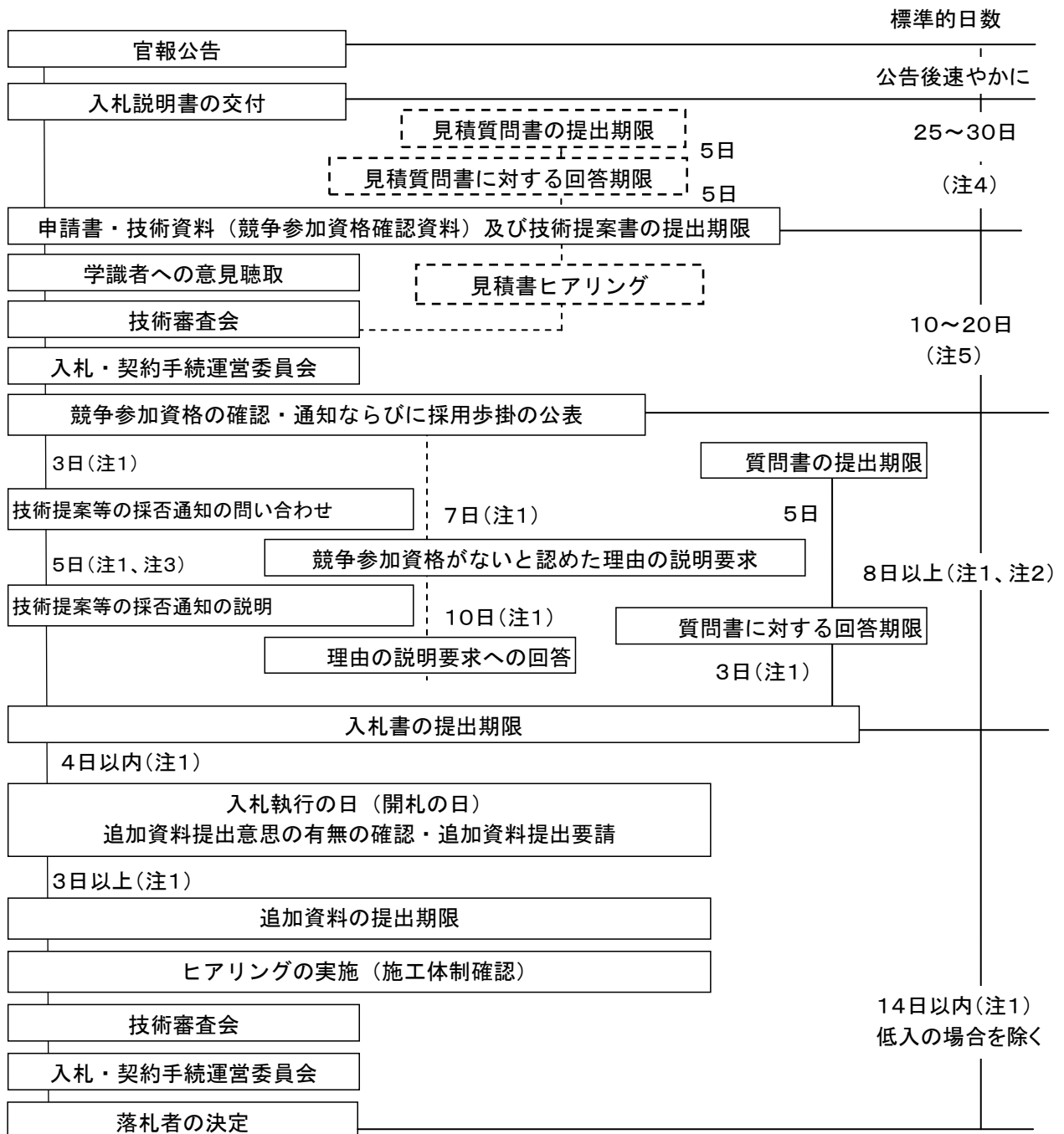
(注3) 可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

(注4) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5~10日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長し、見積り作成期間を確保すること(注5) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長できる

手順フロー

(9) 政府調達に関する協定(WTO)の場合

技術提案評価型(S型)(施工体制確認型)※非段階選抜型



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 8日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は18日

(注3) 可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

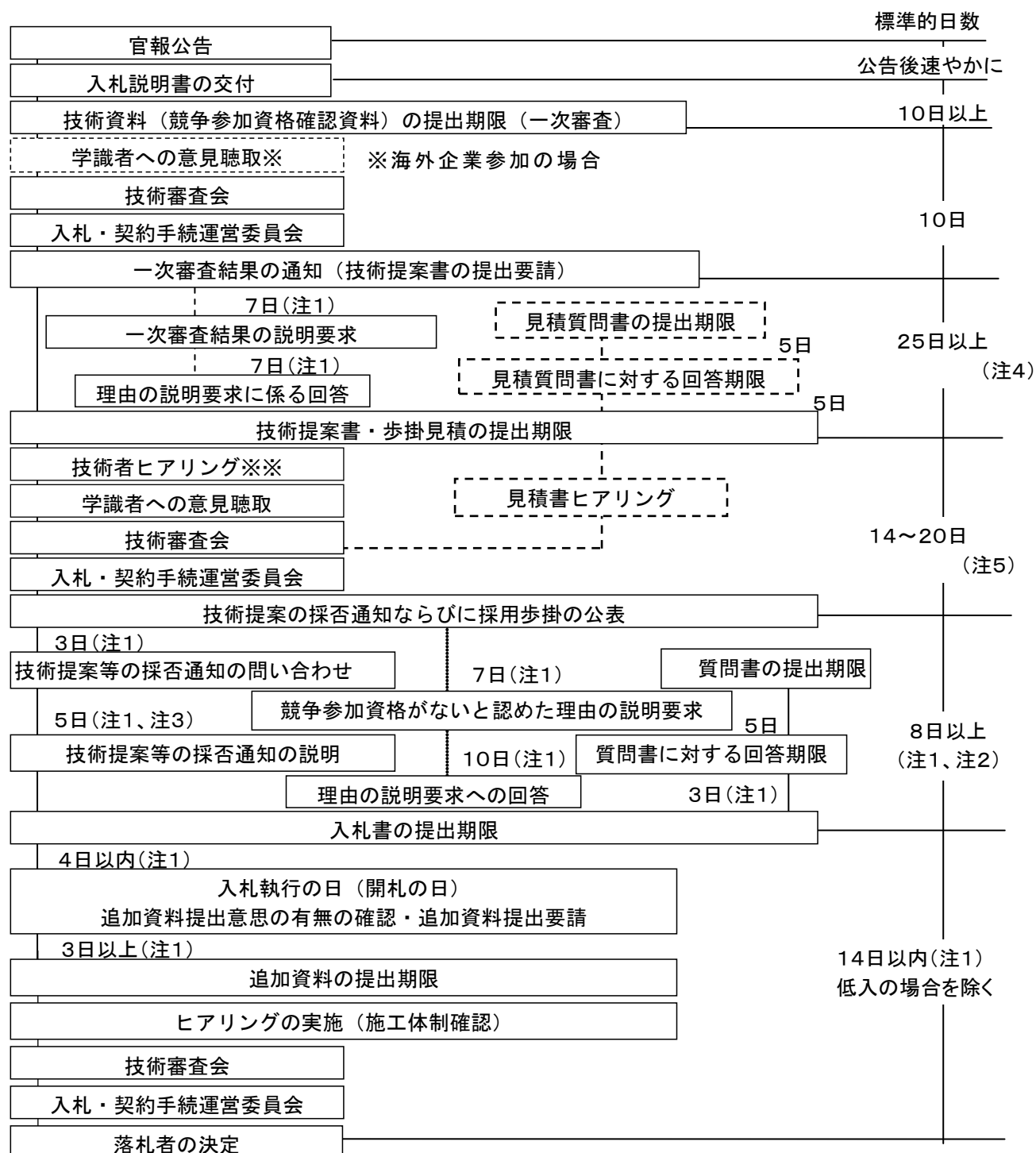
(注4) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5～10日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長し、見積り作成期間を確保すること

(注5) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長できる

手順フロー

(10) 政府調達に関する協定(WTO)の場合

技術提案評価型(S型)(施工体制確認型)※段階選抜型



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

※段階選抜は、必要がある場合に試行的に実施

※※技術者ヒアリングは、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

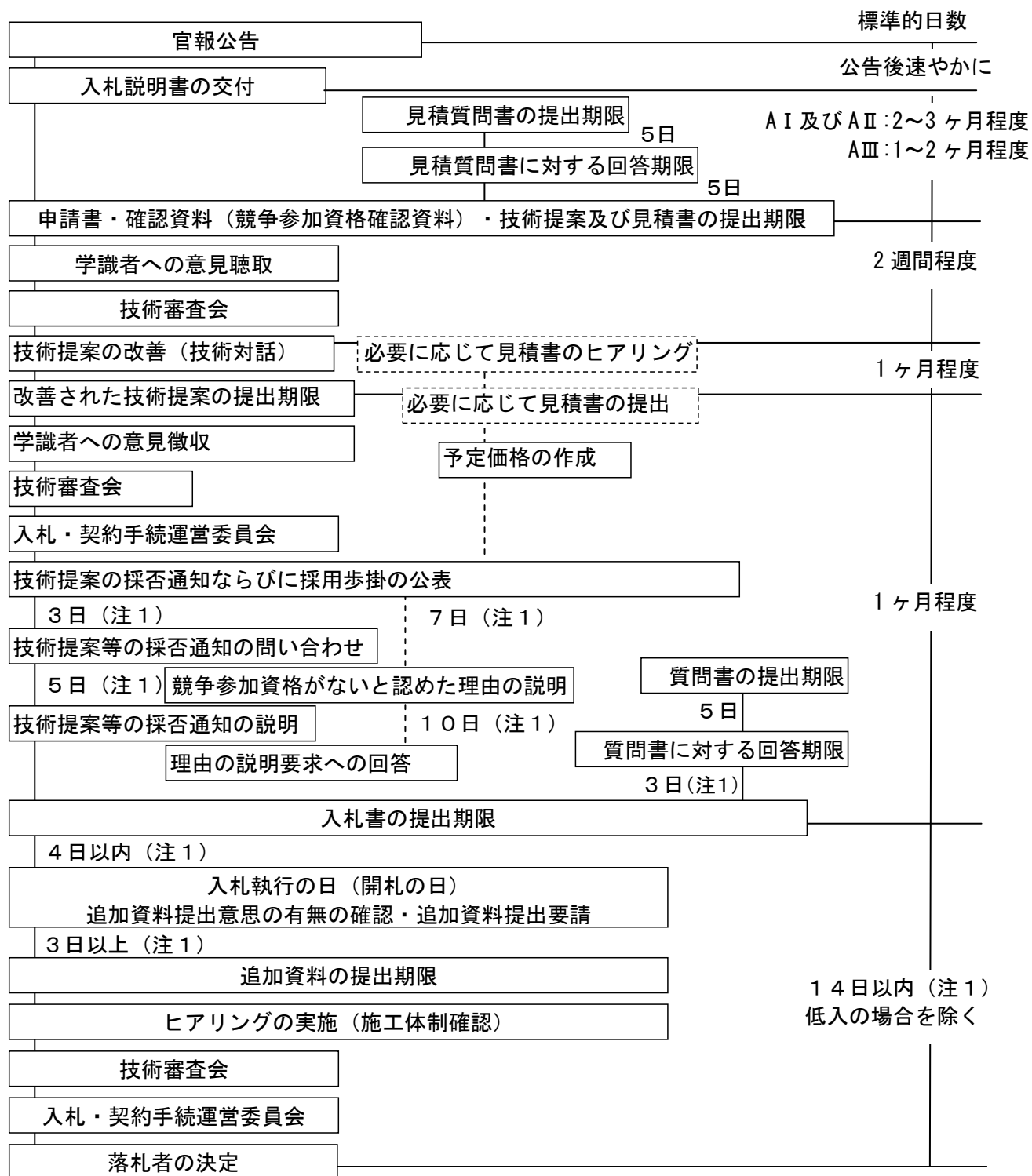
(注2) 8日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は18日

(注3) 可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

(注4) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、5~10日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長し、見積り作成期間を確保すること

(注5) 歩掛かり見積り徴収を実施する場合、7日(日曜日、土曜日、祝日等を含む)程度延長できる

手順フロー

(11) 政府調達に関する協定(WTO)場合
技術提案評価型(A型)

上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

(注1) 営業日(日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

※地域型とは、競争参加要件（地域要件）が地盤管内より小さい範囲。（事務所管内など）
 ※適用条件を満足する場合は「>」を評価項目に追加する
 ※「配属予定技術者」と「ヤング・WTO対象」事及び、技術提案書型の内、技術の難易度が比較的高く、配属予定技術者の技術力求められる工事（技術提案：1.0～0）で評価）
 ※3号予定価格3億円未満の一般土木工事に適用

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅱ型、地域要件:地域型)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅱ型(地域要件:地域型)

※地域型とは、競争参加要件(地域要件)が地整管内より小さい範囲。(事務所管内など)

評価項目			配点								
			8点	7点	6点	5点	4点	3点	1点	0点	
技術者の能力 (最大20点)	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	○							
			上記以外の国の機関		○						
			政府関係機関								
			都道府県・政令市およびその関係機関								
			市町村・民間事業			○					
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○				
			上記以外の国の機関					○			
			政府関係機関						○		
			都道府県・政令市およびその関係機関							○	
			市町村・民間事業								○
	類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局							○		
		上記以外								○	
継続教育(CPD)単位の取得状況			平成29年4月1日～平成30年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価		1点	0点					
			年間推奨単位以上を取得		年間推奨単位未満						
配置予定技術者の工事成績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成22年度以降に完成した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」		8点	7点	6点	4点	3点	1点	0点	65点以上 75点未満 実績無し (見なし65点)	
			81点以上	80点	79点	78点 77点	76点	75点			
優良工事技術者表彰 (平成27年度～30年度表彰)	・配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く		4点		2点		0点				
			局長表彰有り		事務所長表彰、室長表彰有り		表彰無し				
			事務所長表彰、室長表彰 2回以上有り								
企業の能力等 (最大20点)	企業の同種・類似工事の施工実績 (平成15年度以降)	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	○							
			上記以外の国の機関		○						
			政府関係機関								
			都道府県・政令市およびその関係機関								
			市町村・民間事業			○					
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○				
			上記以外の国の機関					○			
			政府関係機関						○		
			都道府県・政令市およびその関係機関							○	
			市町村・民間事業								○
	類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局							○		
		上記以外								○	
企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事(港湾空港関係除く)の工事成績平均点で評価 ・平成26～29年度に完成した当該工種の工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」		4点	3.5点	3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0点	65点以上 75点未満 実績無し (見なし65点)
			81点以上	80点以上 81点未満	79点以上 80点未満	77点以上 79点未満	76点以上 77点未満	75点以上 76点未満			
優良工事表彰等 (平成29、30年度表彰(認定)) ・安全工事表彰 (平成29、30年度表彰) ・社会貢献等表彰 (平成29、30年度表彰) 最大2点	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事表彰」を当該工種の元請として受賞の場合に評価 (港湾空港関係を除く)		2点		1.5点		1点		0点		
			局長表彰有り		事務所長、室長表彰 1年で複数表彰		事務所長、室長表彰 有り		表彰無し		
	・入札参加者が中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価※1		工事成績優秀企業 認定								
			1点		0.5点		0点				
	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く		局長表彰		事務所長表彰		表彰無し				
			1点		0.5点		0点				
・入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長(管理所長)より「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く			2年連続表彰		表彰有り		表彰無し				

※1 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅱ型、地域要件:地域型)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅱ型(地域要件:地域型)

※地域型とは、競争参加要件(地域要件)が地整管内より小さい範囲。(事務所管内など)

評価項目				配点					
企業の能力	登録基幹技能者の配置			1点	0点				
				配置する	配置しない				
	担当技術者の資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価		1点	0.5点	0点			
				担当技術者として配置	主任技術者等と兼務	—			
	建設ICTの活用	「MC」を活用した施工を実施		1点	0点				
		土工・舗装工・路盤工において「MC、MG」を活用した施工の実績（ICT土工：発注者指定Ⅱ型）		実施する	実施しない				
		i-Constructionに基づく建設ICT（ICT土工）を実施（ICT土工：施工者希望Ⅰ型）		2点	0点				
		実績あり		実績なし					
		i-Constructionに基づく建設ICT（ICT舗装工（As.Co））を実施（ICT舗装工（As.Co）：施工者希望Ⅰ型）		2点	0点				
		実施する		実施しない					
i-Constructionに基づく建設ICT河川浚渫工実施（ICT河川浚渫工：施工者希望Ⅰ型）		2点	0点						
実施する		実施しない							
手持ち工事量	中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の一般土木工事について、評価基準日時点で施工中の件数に応じて評価 【予定価格3億円未満の一般土木工事に適用】		2点	1点	0点				
			契約件数 0～1件	契約件数 2～3件	契約件数 4件以上				
企業の能力等（最大20点）	平成15年度以降の近隣地域内の工事実績			1点	0.5点	0点			
				一定規模以上	一定規模未満で実績（500万円以上）あり	当地域で実績なし			
	地域内の拠点の有無（本店・支店営業所の所在地）			2点	1点	0.5点		0点	
				入札説明書に記載する設定地域に本店有り	競争参加条件地域内に本店有り	競争参加条件地域内に支店・営業所有りかつ中部地整管内に本店有り		競争参加条件地域内に支店・営業所有り	
	災害活動実績	平成25年4月1日以降に、「中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等の要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（鳥インフルエンザ等防疫活動を含む）」及び「中部地方整備局管外において、中部地方整備局、事務所の要請により災害支援活動」の実績が有る場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は＋1点※2		1点	0.5点	0点		その他	
				中部地整及び中部地整管内事務所の要請による活動実績有り 上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は＋1点※2	左記以外の機関※1からの要請による活動実績有り 上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は＋1点				
	災害協定締結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において国の機関、政府関係機関、自治体等」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価		2点	1点	0.5点		0点	
				当該工事を発注した事務所との協定締結有り	左記以外の中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り	工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域内で左記以外の機関※1との協定締結有り		その他	
	地域精通度・貢献度（10点）	ボランティアによる地域貢献	・中部地方整備局管内における道路及び河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長及び事務所長（管理所長）から「入札参加者」や「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長（管理所長）から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価 ・評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状が対象		1点	0点			
					表彰有り	表彰無し			
	道路除雪（雪氷）作業または直轄河川・道路維持工事（作業）の実績	・平成25年4月1日以降に、中部地方整備局管内において、国又は地方自治体が積雪期をとおして発注する24時間体制の道路除雪（雪氷）作業または道路除雪（雪氷）作業以外が含まれた包括的な維持修繕工事の実績（下請けも含む）がある場合に評価 ・平成25年4月1日以降に、中部地方整備局管内の事務所（管理所）が発注する24時間体制の直轄河川・道路の応急維持工事（作業）等の実績がある場合に評価		2点	0点				
				実績有り	実績無し				
企業の工事成績（マイナス評価）				－12点	－6点				
・中部地整（港湾空港関係除く）発注の平成28、29年度の工事成績で「60点未満」がある場合				2工事以上	1工事				
事故等による指名停止等（マイナス評価） 贈賄等による指名停止等（マイナス評価）				別紙 減点（マイナス）評価項目による					

- ※1・他地方整備局
・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1に記載された国の機関及び附属書Ⅰ 付表3に記載された政府関係機関
・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2に記載された都道府県・政令指定都市
・上記以外の市町村

※2「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知(表彰出席依頼)も加算対象とする

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅱ型、地域要件:地整管内)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅱ型(地域要件:地整管内)

評価項目			配点								
技術者の能力 (最大20点)	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	8点	7点	6点	5点	4点	3点	1点	0点
			上記以外の国の機関								
			政府関係機関		○						
			都道府県・政令市およびその関係機関								
			市町村・民間事業			○					
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○				
			上記以外の国の機関					○			
			政府関係機関								
			都道府県・政令市およびその関係機関								
			市町村・民間事業						○		
	類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								○	
		上記以外									○
	継続教育(CPD)単位の取得状況	平成29年4月1日～平成30年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	1点 年間推奨単位以上を取得	0点 年間推奨単位未満							
配置予定技術者の工事成績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成22年度以降に完成した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	8点 81点以上	7点 80点	6点 79点	4点 78点 77点	3点 76点	1点 75点	0点 65点以上 75点未満 実績無し (見なし65点)			
優良工事技術者表彰 (平成27年度～30年度表彰)	・配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	4点 局長表彰有り	2点 事務所長表彰、 室長表彰有り		0点 表彰無し						

企業の能力等 (最大20点)	企業の同種・類似工事の施工実績 (平成15年度以降)	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	6点	5点	4点	3点	2.5点	2点	1点	0点
			上記以外の国の機関								
			政府関係機関		○						
			都道府県・政令市およびその関係機関								
			市町村・民間事業			○					
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○				
			上記以外の国の機関					○			
			政府関係機関								
			都道府県・政令市およびその関係機関								
			市町村・民間事業							○	
	類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								○	
		上記以外									○
	企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事(港湾空港関係除く)の工事成績平均点で評価 ・平成26～29年度に完成した当該工種の工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	6点 81点以上	5点 80点以上 81点未満	4点 79点以上 80点未満	3点 77点以上 79点未満	2点 76点以上 77点未満	1点 75点以上 76点未満	0点 65点以上 75点未満 実績無し (見なし65点)		
優良工事表彰等 (平成29、30年度表彰(認定)) ・安全工事表彰 (平成29、30年度表彰) ・社会貢献等表彰 (平成29、30年度表彰) 最大3点	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事表彰」を当該工種の元請として受賞の場合に評価 (港湾空港関係を除く)	2点 局長表彰有り	1.5点 事務所長、室長表彰 1年で複数表彰		1点 事務所長、室長表彰 有り		0点 表彰無し				
		事務所長表彰、 室長表彰 2年連続表彰									
		工事成績優秀企業 認定									
	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	1点 局長表彰	0.5点 事務所長 表彰		0点 表彰無し						
		1点 2年連続 表彰	0.5点 表彰有り		0点 表彰無し						

※1 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅱ型、地域要件:地整管内)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅱ型(地域要件:地整管内)

評価項目				配点			
企業 の 能力 等 (最大20点)	企業 の 能力	登録基幹技能者の配置		1点	0点		
				配置する	配置しない		
		担当技術者の 資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価		1点	0.5点	0点
					担当技術者として 配置	主任技術者等と 兼務	—
		建設ICTの 活用	※活用 工事 限定 評価	「MC」を活用した施工を実施	1点	0点	
				土工・舗装工・路盤工において「MC、MG」を活用した施工の実績 (ICT土工：発注者指定Ⅱ型)	実施する	実施しない	
				i-Constructionに基づく建設ICT(ICT土工) を実施(ICT土工：施工者希望Ⅰ型)	2点	0点	
				i-Constructionに基づく建設ICT(ICT舗装工 (As,Co))を実施 (ICT舗装工(As,Co)：施工者希望Ⅰ型)	実績あり	実績なし	
				i-Constructionに基づく建設ICT河川浚渫工 実施(ICT河川浚渫工：施工者希望Ⅰ型)	2点	0点	
					実施する	実施しない	
	手持ち 工事量	中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の一般土木工事について、評価基準日時点で施工中の件数に応じて評価 【予定価格3億円未満の一般土木工事に適用】		2点	1点	0点	
	地域精 通度・ 貢献度 (5点)		災害活動 実績	1点	0.5点	0点	
			災害協定締 結の有無	2点	1点	0点	
			ボランティア による地域 貢献	1点	0点		
企業の工事成績 (マイナス評価)		・中部地整(港湾空港関係除く)発注の平成28、29年度の工事成績で「60点未満」がある場合	-12点	-6点			
事故等による指名停止等(マイナス評価) 贈賄等による指名停止等(マイナス評価)			別紙 減点(マイナス)評価項目による				

※1・他地方整備局

- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1に記載された国の機関及び附属書Ⅰ 付表3に記載された政府関係機関
- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2に記載された都道府県・政令指定都市
- ・上記以外の市町村

※2「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知(表彰出席依頼)も加算対象とする

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅱ型:塗装)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅱ型(塗装)

評価項目			配点									
技術者の能力 (最大20点)	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	8点	7点	6点	5点	4点	3点	1点	0点	
			上記以外の国の機関	○								
			政府関係機関		○							
			都道府県・政令市およびその関係機関									
			市町村・民間事業			○						
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○					
			上記以外の国の機関					○				
			政府関係機関									
			都道府県・政令市およびその関係機関									
		類似	市町村・民間事業						○			
地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局									○			
上記以外										○		
継続教育(CPD)単位の取得状況			平成29年4月1日～平成30年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価		1点		0点					
			年間推奨単位以上を取得		年間推奨単位未満							
配置予定技術者の工事成績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成22年度以降に完成した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」			8点	7点	6点	4点	3点	1点	0点		
				81点以上	80点	79点	78点 77点	76点	75点	65点以上 75点未満 実績無し (見なし65点)		
優良工事技術者表彰 (平成27年度～30年度表彰)	・配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く			4点		2点		0点				
				局長表彰有り		事務所長表彰、室長表彰有り		表彰無し				
				事務所長表彰、室長表彰 2回以上有り								
企業の能力等(最大20点)	企業の同種・類似工事の施工実績 (平成15年度以降)	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	6点	5点	4点	3点	2.5点	2点	1点	0点	
			上記以外の国の機関	○								
			政府関係機関		○							
			都道府県・政令市およびその関係機関									
			市町村・民間事業			○						
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○					
			上記以外の国の機関					○				
			政府関係機関									
			都道府県・政令市およびその関係機関							○		
		類似	市町村・民間事業								○	
地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局										○		
上記以外										○		
企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事(港湾空港関係除く)の工事成績平均点で評価 ・平成26～29年度に完成した当該工種の工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」			6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点		
				81点以上	80点以上 81点未満	79点以上 80点未満	77点以上 79点未満	76点以上 77点未満	75点以上 76点未満	65点以上 75点未満 実績無し (見なし65点)		
企業の能力等(最大15点)	・優良工事表彰等 (平成29、30年度表彰(認定)) ・安全工事表彰 (平成29、30年度表彰) ・社会貢献等表彰 (平成29、30年度表彰) 最大3点	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事表彰」を当該工種の元請として受賞の場合に評価 (港湾空港関係を除く)			2点		1.5点		1点		0点	
					局長表彰有り		事務所長、室長表彰 1年で複数表彰		事務所長、室長表彰 有り		表彰無し	
					事務所長表彰、室長表彰 2年連続表彰							
		・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く			1点		0.5点		0点			
					局長表彰		事務所長表彰		表彰無し			
		・入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長(管理所長)より「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く			1点		0.5点		0点			
					2年連続表彰		表彰有り		表彰無し			

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅱ型:塗装)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅱ型(塗装)

評価項目				配点			
企業の能力等（最大20点）	企業の能力	登録基幹技能者の配置		1点	0点		
				配置する	配置しない		
	担当技術者の資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価		1点	0.5点	0点	
				担当技術者として配置	主任技術者等と兼務	—	
	地域精通度・貢献度（5点）	平成15年度以降の近隣地域内の 工事実績		1点	0.5点	0点	
				一定規模以上	一定規模未満で 実績(500万円以上)あり	当地域で実績なし	
地域内の拠点の有無 (本店・支店営業所の所在地)		4点	2点	1点	0点		
		入れ説明書に記載する 設定地域に本店有り		競争参加条件地域内 に本店有り	競争参加条件地域内 に支店・営業所有り かつ中部地整管内に本 店有り	競争参加条件地域内 に支店・営業所有り	
企業の工事成績 (マイナス評価)		・中部地整(港湾空港関係除く)発注の平成28、29年度の工事成績で「60点未満」がある場合		－12点	－6点		
				2工事以上	1工事		
事故等による指名停止等(マイナス評価) 贈賄等による指名停止等(マイナス評価)				別紙 減点(マイナス)評価項目による			

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅰ型、地域要件:地域型)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅰ型(地域要件:地域型)

※地域型とは、競争参加要件(地域要件)が地整管内より小さい範囲。(事務所管内など)

評価項目			配点								
（技術者の能力） （最大20点）	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点
			上記以外の国の機関	○							
			政府関係機関		○						
			都道府県・政令市およびその関係機関								
			市町村・民間事業			○					
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○				
			上記以外の国の機関					○			
			政府関係機関								
			都道府県・政令市およびその関係機関							○	
			市町村・民間事業								○
類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局									○	
	上記以外									○	
同種・類似工事の実績の役職に応じて加算			・監理(主任)技術者、現場代理人の実績は+1点 ・その他(担当技術者)は+0点								
継続教育(CPD)単位の取得状況	平成29年4月1日～平成30年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	1点		0点							
		年間推奨単位以上を取得		年間推奨単位未満							
配置予定技術者の工事成績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成22年度以降に完成した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	8点	7点	6点	4点	3点	1点	0点			
		81点以上	80点	79点	78点 77点	76点	75点	65点以上 75点未満 実績無し (見なし65点)			
優良工事技術者表彰 (平成27年度～30年度表彰)	・配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所长、室長)より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	4点		2点		0点					
		局長表彰 有り		事務所長表彰、 室長表彰 有り		表彰無し					
		事務所長表彰、 室長表彰 2回以上有り									
（企業の能力等） （最大10点）	企業の同種・類似工事の施工実績 (平成15年度以降)	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	4点	3.5点	3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0点
			上記以外の国の機関	○							
			政府関係機関		○						
			都道府県・政令市およびその関係機関								
			市町村・民間事業			○					
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○				
			上記以外の国の機関					○			
			政府関係機関								
			都道府県・政令市およびその関係機関							○	
			市町村・民間事業								○
類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								○		
	上記以外									○	
企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事(港湾空港関係除く)の工事成績平均点で評価 ・平成26～29年度に完成した当該工種の工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	4点	3.5点	3点	2点	1.5点	1点	0点			
		81点以上	80点以上 81点未満	79点以上 80点未満	77点以上 79点未満	76点以上 77点未満	75点以上 76点未満	65点以上 75点未満 実績無し (見なし65点)			
・優良工事表彰等 (平成29、30年度表彰(認定)) ・安全工事表彰 (平成29、30年度表彰) ・社会貢献等表彰 (平成29、30年度表彰) 最大2点	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所长、室長)より「優良工事表彰」を当該工種の元請として受賞の場合に評価 (港湾空港関係を除く)	2点		1.5点		1点		0点			
		局長表彰有り		事務所長、室長表彰 1年で複数表彰		事務所長、室長表彰 有り		表彰無し			
		事務所長表彰、 室長表彰 2年連続表彰									
		工事成績優秀企業認定									
		1点		0.5点		0点					
		局長表彰		事務所長表彰		表彰無し					
	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所长、室長)より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	1点		0.5点		0点					
		2年連続表彰		表彰有り		表彰無し					

※1 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅰ型、地域要件:地域型)

総合評価基準

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅰ型(地域要件:地域型)

※地域型とは、競争参加要件(地域要件)が地整管内より小さい範囲。(事務所管内など)

評価項目				配点			
企業 の 能力	登録基幹技能者の配置			1点	0点		
				配置する	配置しない		
	担当技術者の 資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価		1点	0.5点	0点	
				担当技術者として 配置	主任技術者等と 兼務	—	
	建設ICTの 活用	「MC」を活用した施工を実施		1点	0点		
		土工・舗装工・路盤工において「MC、MG」を活用した施工の実績（ICT土工：発注者指定Ⅱ型）		実施する	実施しない		
				2点	0点		
		i-Constructionに基づく建設ICT（ICT土工）を実施（ICT土工：施工者希望Ⅰ型）		実績あり	実績なし		
				2点	0点		
		i-Constructionに基づく建設ICT（ICT舗装工（As、Co））を実施（ICT舗装工（As、Co）：施工者希望Ⅰ型）		実施する	実施しない		
				2点	0点		
		i-Constructionに基づく建設ICT河川浚渫工実施（ICT河川浚渫工：施工者希望Ⅰ型）		2点	0点		
			実施する	実施しない			
	手持ち 工事量	中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の一般土木工事について、評価基準日時点で施工中の件数に応じて評価 【予定価格3億円未満の一般土木工事に適用】		2点	1点	0点	
				契約件数 0～1件	契約件数 2～3件	契約件数 4件以上	
	企業 の 能力 等（最大20点）	平成15年度以降の近隣地域内の工事実績			1点	0.5点	0点
			一定規模以上	一定規模未満で実績（500万円以上）あり	当地域で実績なし		
地域内の拠点の有無 （本店・支店営業所の所在地）			2点	1点	0.5点	0点	
			入札説明書に記載する設定地域に本店有り	競争参加条件地域内に本店有り	競争参加条件地域内に支店・営業所有りかつ中部地整管内に本店有り	競争参加条件地域内に支店・営業所有り	
災害活動 実績		平成25年4月1日以降に、「中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等の要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（鳥インフルエンザ等防疫活動を含む）」及び「中部地方整備局管外において、中部地方整備局、事務所の要請により災害支援活動」の実績がある場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は＋1点※		1点	0.5点	0点	
				中部地整及び中部地整管内事務所の要請による活動実績有り 上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は＋1点※	左記以外の機関※1からの要請による活動実績有り 上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は＋1点※	その他	
災害協定締結の有無		「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」、又は「工事に設定する拠点の有無に係る設定地域において国の機関、政府関係機関、自治体等」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価		2点	1点	0.5点	0点
				当該工事を発注した事務所との協定締結有り	左記以外の中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り	工事に設定する拠点の有無に係る設定地域内で左記以外の機関※との協定締結有り	その他
ボランティアによる地域貢献		・中部地方整備局管内における道路及び河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長及び事務所長（管理所長）から「入札参加者」や「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長（管理所長）から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価 ・評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状が対象		1点	0点		
				表彰有り	表彰無し		
道路除雪（雪水）作業または直轄河川・道路維持工事（作業）の実績	・平成25年4月1日以降に、中部地方整備局管内において、国又は地方自治体が積雪期をとおして発注する24時間体制の道路除雪（雪水）作業または道路除雪（雪水）作業以外が含まれた包括的な維持修繕工事の実績（下請けも含む）がある場合に評価 ・平成25年4月1日以降に、中部地方整備局管内の事務所（管理所）が発注する24時間体制の直轄河川・道路の応急維持工事（作業）等の実績がある場合に評価		2点	0点			
			実績有り	実績無し			
企業の工事成績（マイナス評価）			－12点	－6点			
			2工事以上	1工事			
事故等による指名停止等（マイナス評価） 贈賄等による指名停止等（マイナス評価）				別紙 減点（マイナス）評価項目による			

※1・他地方整備局

・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1に記載された国の機関及び附属書Ⅰ 付表3に記載された政府関係機関

・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2に記載された都道府県・政令指定都市

・上記以外の市町村

※2「災害対策関係労務者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知(表彰出席依頼)も加算対象とする

※1 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川・ゆんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅰ型、地域要件:地整管内)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅰ型(地域要件:地整管内)

評価項目				配点			
企業 の 能力 等 (最大20点)	企業 の 能力	登録基幹技能者の配置		1点	0点		
				配置する	配置しない		
		担当技術者の 資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価	1点	0.5点	0点	
				担当技術者として 配置	主任技術者等と 兼務	—	
		建設ICTの 活用	※活用 工事 限定 評価	「MC」を活用した施工を実施	1点	0点	
				土工・舗装工・路盤工において「MC、MG」を活用した施工の実績 (ICT土工：発注者指定Ⅱ型)	実施する	実施しない	
				i-Constructionに基づく建設ICT (ICT土工)を実施 (ICT土工：施工者希望Ⅰ型)	2点	0点	
				実績あり	実績なし		
				2点	0点		
				実施する	実施しない		
				2点	0点		
				実施する	実施しない		
		i-Constructionに基づく建設ICT (ICT舗装工 (As,Co))を実施 (ICT舗装工 (As,Co)：施工者希望Ⅰ型)	2点	0点			
		実施する	実施しない				
		i-Constructionに基づく建設ICT河川浚渫工 実施 (ICT河川浚渫工：施工者希望Ⅰ型)	2点	0点			
	実施する	実施しない					
手持ち 工事量	中部地方整備局発注 (港湾空港関係を除く)の一般土木工事について、評価基準日時点で施工中の件数に応じて評価 【予定価格3億円未満の一般土木工事に適用】	2点	1点	0点			
契約件数 0～1件	契約件数 2～3件	契約件数 4件以上					
地域 精 通 度 ・ 貢 献 度 (5点)	災害活動 実績	平成25年4月1日以降に、「中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等の要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動 (鳥インフルエンザ等防疫活動を含む)」及び「中部地方整備局管外において、中部地方整備局、事務所の要請により災害支援活動」の実績がある場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は+1点※2	1点	0.5点	0点		
		中部地整及び中部地整管内事務所の要請による活動実績有り	左記以外の機関※1からの要請による活動実績有り	その他			
		上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は+1点※2	上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は+1点				
災害協定締結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価	2点	1点	0点			
当該工事を発注した事務所との協定締結有り	左記以外の中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り	その他					
ボランティアによる地域貢献	・中部地方整備局管内における道路及び河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長及び事務所長 (管理所長) から「入札参加者」や「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長 (管理所長) から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価 ・評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状が対象	1点	0点				
表彰有り	表彰無し						
企業の工事成績 (マイナス評価)	・中部地整 (港湾空港関係除く) 発注の平成28、29年度の工事成績で「60点未満」がある場合	-12点	-6点				
2工事以上	1工事						
事故等による指名停止等 (マイナス評価) 贈賄等による指名停止等 (マイナス評価)				別紙 減点 (マイナス) 評価項目による			

※1・他地方整備局

- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1に記載された国の機関及び附属書Ⅰ 付表3に記載された政府関係機関
- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2に記載された都道府県・政令指定都市
- ・上記以外の市町村

※2「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知(表彰出席依頼)も加算対象とする

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅰ型:塗装)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅰ型(塗装)

評価項目		配点							
		7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点
(最大20点) 技術者の能力	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	○					
			上記以外の国の機関						
			政府関係機関		○				
			都道府県・政令市およびその関係機関						
			市町村・民間事業		○				
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局			○			
			上記以外の国の機関						
			政府関係機関			○			
			都道府県・政令市およびその関係機関						
			市町村・民間事業				○		
	類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局						○	
		上記以外							○
	同種・類似工事の実績の役職に応じて加算		・監理(主任)技術者、現場代理人の実績は+1点 ・その他(担当技術者)は+0点						
	継続教育(CPD)単位の取得状況	1点		0点					
		年間推奨単位以上を取得		年間推奨単位未満					
	配置予定技術者の工事成績	8点		7点	6点	4点	3点	1点	0点
		81点以上	80点	79点	78点 77点	76点	75点	65点以上 75点未満 実績無し (見なし 65点)	
	優良工事技術者表彰 (平成27年度～30年度表彰)	4点		2点		0点			
		局長表彰 有り		事務所長表彰、 室長表彰 有り		表彰無し			
		事務所長表彰、 室長表彰 2回以上有り							
(最大20点) 企業の能力等	企業の同種・類似工事の施工実績 (平成15年度以降)	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	○					
			上記以外の国の機関						
			政府関係機関		○				
			都道府県・政令市およびその関係機関						
			市町村・民間事業		○				
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局			○			
			上記以外の国の機関						
			政府関係機関			○			
			都道府県・政令市およびその関係機関						
			市町村・民間事業				○		
	類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局						○	
		上記以外							○
	企業の工事成績	6点		5点	4点	3点	2点	1点	0点
		81点以上	80点以上 81点未満	79点以上 80点未満	77点以上 79点未満	76点以上 77点未満	75点以上 76点未満	65点以上 75点未満 実績無し (見なし 65点)	
	・優良工事表彰等 (平成29、30年度表彰(認定)) ・安全工事表彰 (平成29、30年度表彰) ・社会貢献等表彰 (平成29、30年度表彰) 最大3点	2点		1.5点		1点		0点	
		局長表彰有り		事務所長、室長表彰 1年で複数表彰		事務所長、室長表彰 有り		表彰無し	
		1点		0.5点		0点			
		局長表彰		事務所長表彰		表彰無し			
		1点		0.5点		0点			
		2年連続表彰		表彰有り		表彰無し			

技術者の能力、企業の能力の評価基準(施工能力評価型Ⅰ型:塗装)

一般競争(拡大)

施工能力評価型Ⅰ型(塗装)

評価項目				配点			
企業の能力等（最大20点）	企業の能力	登録基幹技能者の配置		1点	0点		
		配置する	配置しない				
	担当技術者の資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価	1点	0.5点	0点		
			担当技術者として配置	主任技術者等と兼務	—		
	地域精通度・貢献度（5点）	平成15年度以降の近隣地域内の 工事実績		1点	0.5点	0点	
				一定規模以上	一定規模未満で 実績(500万円以上)あり	当地域で実績なし	
		地域内の拠点の有無 (本店・支店営業所の所在地)		4点	2点	1点	0点
		入札説明書に記載する 設定地域に本店有り	競争参加条件地域内 に本店有り	競争参加条件地域内 (に支店・営業所有り かつ中部地整管内に本 店有り	競争参加条件地域内 に支店・営業所有り		
企業の工事成績 (マイナス評価)		・中部地整(港湾空港関係除く)発注の平成28、29年度の工事成績で「60点未満」がある場合		－12点	－6点		
				2工事以上	1工事		
事故等による指名停止等(マイナス評価) 贈賄等による指名停止等(マイナス評価)				別紙 減点(マイナス)評価項目による			

技術者の能力、企業の能力の評価基準(技術提案評価型 S 型 WTO以外)

一般競争(拡大)

技術提案評価型 S 型 WTO以外

評価項目		配点									
（技術者の能力） （最大15点）	配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	4点	3.5点	3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0点
			上記以外の国の機関								
			政府関係機関		○						
			都道府県・政令市およびその関係機関								
			市町村・民間事業			○					
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○				
			上記以外の国の機関								
			政府関係機関					○			
			都道府県・政令市およびその関係機関							○	
			市町村・民間事業								○
	類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								○	
		上記以外									
	同種・類似工事の実績の役職に応じて加算			・監理（主任）技術者、現場代理人の実績は+2点 ・その他（担当技術者）は+0点							
継続教育（CPD）単位の取得状況	平成29年4月1日～平成30年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	1点		0点							
		年間推奨単位以上を取得		年間推奨単位未満							
配置予定技術者の工事成績	・配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する平成22年度以降に完成した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点			
		81点以上	80点	79点	78点 77点	76点	75点	65点以上 75点未満 実績無し （見なし65点）			
優良工事技術者表彰 （平成27年度～30年度表彰）	・配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長（管理所長、室長）より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	3点		2点		0点					
		局長表彰有り 事務所長表彰、室長表彰 2回以上有り		事務所長表彰、室長表彰有り		表彰無し					

（企業の能力等） （最大15点）	企業の同種・類似工事の施工実績 （平成15年度以降）	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局	4点	3.5点	3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0点
			上記以外の国の機関								
			政府関係機関		○						
			都道府県・政令市およびその関係機関								
			市町村・民間事業			○					
		同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局				○				
			上記以外の国の機関								
			政府関係機関					○			
			都道府県・政令市およびその関係機関							○	
			市町村・民間事業								○
	類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局								○	
		上記以外									
	企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事（港湾空港関係除く）の工事成績平均点で評価 ・平成26～29年度に完成した当該工種の工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	4点	3.5点	3点	2点	1.5点	1点	0点		
81点以上			80点以上 81点未満	79点以上 80点未満	77点以上 79点未満	76点以上 77点未満	75点以上 76点未満	65点以上 75点未満 実績無し （見なし65点）			
		・2年間60点未満が1工事ある場合：加算点から-6点 ・2年間60点未満が2工事以上ある場合：加算点から-12点									
・優良工事表彰等 （平成29、30年度表彰（認定）） ・安全工事表彰 （平成29、30年度表彰） ・社会貢献等表彰 （平成29、30年度表彰） 最大2点	・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長（管理所長、室長）より「優良工事表彰」を当該工種の元請として受賞の場合に評価 （港湾空港関係を除く） ・入札参加者が中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価※1 ・入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長（管理所長、室長）より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く ・入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長（管理所長）より「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価 ・港湾空港関係を除く	2点		1.5点		1点		0点			
		局長表彰有り		事務所長、室長表彰 1年で複数表彰		事務所長、室長表彰有り		表彰無し			
		事務所長表彰、室長表彰 2年連続表彰									
		工事成績優秀企業認定									
		1点		0.5点		0点					
		局長表彰		事務所長表彰		表彰無し					
1点		0.5点		0点							
2年連続表彰		表彰有り		表彰無し							

※1 工事成績優秀企業を評価する工事は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事の10工種の場合に限る。

技術者の能力、企業の能力の評価基準(技術提案評価型 S 型 WTO以外)

一般競争(拡大)

技術提案評価型 S 型 WTO以外

評価項目				配点			
企業 の 能力 企業 の 能力 等 (最大15点)	企業 の 能力	登録基幹技能者の配置		1点	0点		
				配置する	配置しない		
	担当技術者の資格	※As舗装及びCo舗装は必須 その他工事は、必要に応じて評価		1点	0.5点	0点	
				担当技術者として 配置	主任技術者等と 兼務	—	
	地域 精 通 度 ・ 貢 献 度 (5点)	災害活動 実績	平成25年4月1日以降に、「中部地方整備局管内 において、国の機関、政府関係機関、自治体等の 要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動(鳥 インフルエンザ等防疫活動を含む)」及び「中部地 方整備局管外において、中部地方整備局、事務所 の要請により災害支援活動」の実績が有る場合に 評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受け た場合は＋1点※2	1点	0.5点	0点	その他
				中部地整及び中部地 整管内事務所の要請 による活動実績有り 上記の災害支援活動 により感謝状・表彰を 受けた場合は ＋1点※2	左記以外の機関※1か らの要請による活動実 績有り 上記の災害支援活動 により感謝状・表彰を 受けた場合は ＋1点		
	災害協定締 結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する 団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の 事務所」、又は「工事に設定する拠点の有無に 係る設定地域において国の機関、政府関係機関、 自治体等」が災害協定を締結しており災害応急活 動等に従事する者である場合に評価		2点	1点	0点	その他
				当該工事を発注した事 務所との協定締結有り	左記以外の中部地整 又は中部地整管内事 務所との協定締結有り		
	ボランティア による地域 貢献	・中部地方整備局管内における道路及び河川行政 に係るボランティア活動により、中部地方整備局長 及び事務所長(管理所長)から「入札参加者」や 「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や 感謝状を受けた場合に評価 ・発注事務所の事務所長(管理所長)から付与され た表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与され た場合は、事務所管内での活動を評価 ・評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状 が対象		1点	0点		
表彰有り				表彰無し			
企業の工事成績 (マイナス評価)		・中部地整(港湾空港関係除く)発注の平成28、29年度の工事成績で「60点未満」がある場合		－12点	－6点		
				2工事以上	1工事		
事故等による指名停止等(マイナス評価) 贈賄等による指名停止等(マイナス評価)				別紙 減点(マイナス)評価項目による			

※1・他地方整備局

- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1に記載された国の機関及び附属書Ⅰ 付表3に記載された政府関係機関
- ・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2に記載された都道府県・政令指定都市
- ・上記以外の市町村

※2「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知(表彰出席依頼)も加算対象とする

段階選抜における評価基準(WTO 対象案件)

一次審査における選抜基準(技術提案評価型 S 型の場合)

段階的選抜		評価項目	評価基準		配点	
企業 の 能力	過去15年間 の同種工事 実績	同種性(※1)	より同種性が高い工事の実績あり		8点	8点
			やや同種性が高い工事の実績あり		5点	
			同種性が認められる工事の実績あり		0点	
		工事成績(※5)	81点以上		6点	6点
			80点以上81点未満		5点	
			79点以上80点未満		4点	
			77点以上79点未満		3点	
			76点以上77点未満		2点	
			75点以上76点未満		1点	
			65点以上75点未満実績無し(見なし65点)		0点	
技術者 の 能力	過去15年間 の同種工事 実績 (1件)	同種性(※1) ・立場	より同種性が高い工事の実績あり		6点	6点(※6)
			やや同種性が高い工事の実績あり		3点	
			同種性が認められる工事の実績あり		0点	
			上記実績の役職に応じて加算	監理(主任)技術者、現場代理人での実績		
		その他(担当技術者)		0点		
		工事成績(※5)	81点以上		6点	6点(※6)
			80点		5点	
			79点		4点	
			77、78点		3点	
			76点		2点	
			75点		1点	
			65点以上75点未満、実績無し		0点	
		CPD	年間推奨単位以上を取得		1点	1点
			年間推奨単位未満		0点	
		その他	WLB推進企業(※7) 次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)、 ・若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)			
指名停止等	事故等による指名停止等(マイナス評価)				－3点	
	贈賄等による指名停止等(マイナス評価)				－3点	

※1：企業・技術者の同種工事実績により評価する。

※2：実績要件の同種条件に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法等のいずれも設計以上の実績の場合

「より同種性が高い工事」

※3：実績要件の同種条件に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法等のいずれかが設計以上の実績の場合

「やや同種性が高い工事」

※4：実績要件の同種条件に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法等のいずれも設計未満の実績の場合

「同種性が認められる工事」

※5：国土交通省各地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務所発注の工事の工事成績評定点が対象(いずれも港湾空港関係を除く) 上記実績が無い場合は『65点』の見なし点数とする。

※6：技術者の同種工事の実績は、1件で評価する。

■上位5～10者程度を選定し、技術提案を求める。1次審査の評価点は2次審査の評価に加算しない。

■外国籍企業が国外の施工実績で参加する場合は、学識者の意見聴取で審議し、施工実績が認められた場合は、5～10者程度に加え参加を認める。

※7：WLB推進企業の認定

WLB推進企業について次に掲げるいずれかの認定を受けている企業は、評価する。

入札説明書に定める様式に適合状況を記入し、それを証明する書類(認定通知書の写し、又は、行動計画届出書(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付させ確認するものとする。(外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しを添付すること。))。

・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。

・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

・若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)

青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

二次審査における評価基準(技術提案評価型 S 型の場合)

段階選抜	評価項目			配点(評価)	
技術提案	工事目的物の性能・機能に関する事項 又は 社会的要請に関する事項			最大60点	
技術者 ヒアリング	評価指標	評価指標	ヒアリングの内容	評価	ヒアリング係数※1
	技術提案 に対する 理解度	テーマに対する理 解度	評価項目設定理由に対する設定背 景及びポイントの理解度※2	最優	1.0
		提案内容の理解 度と施工上の配 慮事項	提案内容の履行に対し最も重要とな る事項及び提案内容に対する技術的 根拠内容の理解度※3	優	0.75
				良	0.5
				可	0.25
				不可	0.0

※1：評価については、技術提案の評価点に係数（1.0～ 0.0）を乗じることとし、各項目において明確な回答があり、技術提案に対する理解度が確認できる場合は 1.0 を乗じ、回答がない場合や不明確な回答の場合は、0.0 を乗じることとする。

評価	ヒアリング係数
最優	1.0
優	0.75
良	0.5
可	0.25
不可	0.0

※2：本工事の評価項目の設定理由、特徴等を踏まえ、提案された技術提案の中で最も有効な提案に対しどのように認識し理解しているかを評価する。

※3：※2を踏まえ提案の妥当性、技術的根拠や施工上の配慮すべき事項に関する質問に対し、明確に回答及び説明できるかを評価する

<<二次審査における加算点>>

技術者ヒアリングの評価結果による「ヒアリング係数」を「技術提案の評価点」に乗じて、加算点とする。

(加算点:最大 60 点) = ① × ②

一括審査方式の試行方針

一括審査方式の試行方針

目 的

- ①技術審査業務の負担軽減。
- ②発注者・受注者双方の入札手続きの効率化により予算の早期執行を図る。

要 旨

参加資格要件等を共有できる**複数工事の発注が同時期**に予定されている場合において、競争参加申込者からの**技術資料の提出を一つのみ**とし、発注者・受注者双方の**業務軽減**とともに**迅速な予算執行**を図る。
今般、上記を検証するため、試行工事の実施を行うもの。

一括審査方式の概要

- ①**複数工事**の発注に対して**同一テーマの技術提案(施工計画)**を求める。
- ②**入札**は、**すべての工事**または、**希望する工事のみ**札を入れる。
- ③入札説明書で示した開札順番ごとに開札し、**工事ごとに評価値の最も高い者に落札決定**する。
- ④なお、**1公告に配置できる予定技術者は、1名とする**。
- ⑤落札決定し、配置予定技術者がいなくなった企業は、以降の**入札は無効扱い**とする。

【イメージ図】

複数工事一括発注

- ・技術提案(施工計画)
(各工事共通テーマ)
- ・配置予定技術者
1名のみ申請

工事 開札順番	①工事 1番目	②工事 2番目	③工事 3番目	④工事 4番目	⑤工事 5番目
	評価値順位	評価値順位	評価値順位	評価値順位	評価値順位
業者 A	5位	2位	落札決定 1位	無効	無効
B	落札決定 1位	無効	無効	無効	無効
C	3位	4位	2位	2位	落札決定 1位
D	6位	3位	3位	落札決定 1位	無効
E	2位	落札決定 1位	無効	無効	無効
F	4位	5位	4位	3位	2位
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

減点(マイナス)評価項目

事故等による 指名停止等	・中部地方整備局の発注工事で施工中の事故等により営業停止・指名停止・口頭注意・文書注意を受けた場合。 ・中部地方整備局管内で施工中の事故等により中部地方整備局より指名停止を受けた場合。 事故等とは、施工中の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故、過失による粗雑工事をいう。	・営業停止又は指名停止期間措置後の3～6ヶ月 ・文書注意後2ヶ月 ・口頭注意後1ヶ月	マイナス 3点
贈賄等による 指名停止等	・中部地方整備局管内で贈賄等により営業停止を受けた企業 ・中部地方整備局から贈賄等により指名停止・文書注意・口頭注意を受けた企業 贈賄等とは、虚偽記載、契約違反、贈賄、独占禁法違反行為、不正又は不誠実な行為をいう。	・営業停止又は指名停止期間措置後の3～6ヶ月 ・文書注意後2ヶ月 ・口頭注意後1ヶ月	マイナス 3点

措置	指名停止等措置期間	措置後の減点(マイナス)評価期間
指名停止	2週間以上1ヶ月以内	3ヶ月間
	1ヶ月を超え2ヶ月以内	4ヶ月間
	2ヶ月を超え3ヶ月以内	5ヶ月間
	3ヶ月を超えるとき	6ヶ月間
文書警告・文書注意	—	発日+2ヶ月
口頭注意	—	発日+1ヶ月
営業停止	営業停止期間	営業停止期間終了後6ヶ月間
指名停止措置後 営業停止	指名停止及び営業停止期間	営業停止期間終了後3ヶ月間

- ・優良工事表彰を受けた企業が営業停止を受けた場合は、営業停止以前に受賞した優良工事表彰を加算評価の対象としない。
- ・安全工事表彰を受けた企業が文書注意以上の措置を受けた場合は、措置以前に受賞した安全工事表彰を加算評価の対象としない。
- ・工事成績優秀企業の認定を受けた企業が文書注意以上の措置を受けた場合は、措置以前に受賞した工事成績優秀企業認定を加算評価の対象としない。
- ・競争参加資格の審査及び評価の基準日において評価する。

施工能力等、地域の留意事項

1. 「技術者の能力」の留意事項

○配置予定技術者として資格及び同種・類似工事の実績を求める者は以下のとおりとする。

対象業者の種類	実績・資格を求める技術者	実績の求め方 (同種・類似)
単体業者	単体業者の配置予定技術者	類似工事の実績でも可
経常建設共同企業体(甲型)	構成員のうち1社の配置予定技術者	

〔参考〕経常建設共同企業体(甲型)が、受注した場合においては、全ての構成員においてそれぞれの社から建設業法第26条に示す資格を有した監理(主任)技術者を配置しなければならない。なお、同種工事実績及び建設業法第26条に示す資格を有する専任の技術者を配置する構成員以外のその他の構成員が配置する監理(主任)技術者は、請負金額が建設業法施行令第27条1項に定める額以上の場合には、専任が必要である。

○配置予定技術者は、最大3名までの申請を認め、競争参加資格を満たした技術者のうち、「技術者の能力」としての評価が一番低いと判断される者で評価する。

○配置予定技術者に求める資格は、当該工事を施工する上で必要な建設業法第26条に示す資格や実務経験を競争参加資格とする。

○発注者が監理技術者の配置を想定する工事においては監理技術者に必要な資格・実務経験を競争参加資格とする。

○技術者の配置においては、フレックス工期以外は契約締結の翌日から管理技術者の専任配置が必要のため、前工事の検査未完了時点での配置は前工事の専任義務違反となる。

○求める資格が「土木施工管理技士」「建築施工管理技士」「建設機械施工技士」「電気工事施工管理技士」「管工事施工管理技士」「造園施工管理技士」「電気通信工事施工管理技士」の場合は、合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者も認める(合格通知から6ヵ月以内に限り)。

○配置予定技術者が同種・類似実績として提出した工事にて、同種・類似実績に対する従事状況(期間等)の確認を行う。

○「工事実績情報システム(CORINS)」に登録無き工事及び契約時のCORINS登録のみで工事内容が確認できない工事は、入札説明書にて提出を求めた書類(契約図書、施工計画書等)により確認を行う。

○電気通信工事施工管理技士

・1級合格者 電気通信工事：主任技術者・監理技術者として認める

・2級合格者 電気通信工事：主任技術者として認める

○登録基幹技能者の認定

登録基幹技能者講習を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるもの※については、主任技術者の要件を満たすものとして認定する。(建設業法施行規則第7条の3の改正)

※建設業の種類に対応した登録基幹技能者講習に関する告示(国土交通省告示第435号(平成30年3月15日))を平成30年4月1日に施行

	国家資格	登録資格 (民間資格)	実務経験者
監理 技術者	技術検定(1級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 ↓ 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	認めていない	指定7業種では 認めていない (土木、建築、電気、管、 鋼構造、舗装、造園) ----- 下記に加え、指導監督的な 立場での2年経験
主任 技術者	技術検定(2級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》 ↓ 新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	建設業法での 登録資格(4資格) ↓ 認定・登録の推進	最終学歴に応じた 実務経験年数

(1)「配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績」の留意事項

○実績を求める発注機関は以下のとおり区分する。

地方整備局及び北海道開発局	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局
上記以外の国の機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1
政府関係機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表3
都道府県・政令指定都市	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2
都道府県・政令指定都市の関係機関	政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2の関係機関
市町村及び民間事業等	上記以外のすべての実績

※前身の機関における実績も現機関と同様とする。

○実績は以下に示す年度以降に引渡し完了したものを対象とする。

本官工事	平成15年度以降
分任官工事	対象年度を設定しない

配置する技術者が平成15年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する期間を実績評価期間に加えることができる。

○同種・類似工事の実績で、異なる機関の実績が提出された場合は、一番低いと判断される機関の実績で評価する。

○工事成績資料の取扱いは以下のとおりとする

ア)工事成績評定通知等の評定点の合計※(以下「工事成績」という。)が企業に通知されている実績においては、「工事成績」を証明する資料の添付がなければ入札に参加できない。

※「工事成績評定通知書等の評定点の合計」とは主任(監理)技術者又は現場代理人に付す点数ではなく、企業が得た工事成績とする。

その場合、「工事成績」が65点未満の場合は入札に参加できない。

イ)「工事成績」が企業に通知されていない実績の場合は、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類を添付する。

この場合においては、発注機関及び企業に「工事成績」が通知されていないことを確認した上で、実績として認める。

ウ)国土交通省のうち、地方整備局(旧組織を含む)及び北海道開発局・沖縄総合事務局の実績であって、平成15年度以降に引き渡された請負金額が500万円未満の工事においては、実績工事に係る検査結果通知書等の検査に合格したものが証明できる書類の添付がなされていれば、評定点を65点と見なすものとする。

エ)ただし、転職等により工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類、引渡し完了したことを証明する書類又は「工事実績情報システム(CORINS)」の写しをもって65点と見なすことができるものとする。なお、「工事成績」が65点以上の実績に限る旨を明記すること。

(2)「継続教育(CPD)単位の取得状況」の留意事項

○認定団体が発行した証明書により配置予定技術者のCPD単位(ユニット等)の取得状況を評価対象とする。

○平成29年4月1日～平成30年3月31日に、年間推奨単位(各団体の1年間の推奨単位(ユニット等))を取得した場合に評価する。

○証明書は、「建設系CPD協議会」の加盟団体が発行したものに限り評価対象とし、その他の証明書は評価対象としない。

○平成29年4月1日～平成30年3月31日を外れる期間で単位取得証明がされた証明書は、評価対象としない。

○配置する技術者が上記の期間に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を

平成29年4月1日以前に加えることができる。

○証明書に付属する単位取得明細書の添付は必要ありません。

○加盟団体、年間推奨単位等は更新されるため「建設系CPD協議会」のウェブサイト等により確認を行う。
(<http://www.cpd-ccesa.org/>)

<参考>

平成30年3月確認情報

認定団体名	単位	年間推奨単位	備考
全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20	
土木学会	単位	50	
日本技術士会	CPD	50	

なお建築、木造建築、プレハブ建築、電気設備（営繕）、暖冷房衛生設備、機械設備（営繕）は、以下団体も評価対象とする。推奨単位等は更新される事があるため、留意すること。

認定団体名	年間推奨単位	備考
(公社)日本建築士会連合会	12認定時間／年 (左記団体の合計)	
(一社)日本建築士事務所協会連合会		
(公社)日本建築家協会		
(一社)日本建設業連合会		
(一社)日本建築学会		
建築設備士関係団体CPD協議会		
(一社)日本建築構造技術者協会		
(一財)建設業振興基金		
(公財)建築技術教育普及センター		

(3)「配置予定技術者の工事成績」の留意事項

(対象は平成22年度以降に完成した工事成績)

配置する技術者が平成22年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する年を評価対象期間以前に加えることができる。評価対象期間以前に加える期間は、年単位とし、1年未満の期間の場合は1年を、1年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

○配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された、企業が得た「工事成績」で評価する。
(主任(監理)技術者又は現場代理人に付す点数ではない)

○評価にあたっては以下のとおりとする。

対象実績	評価区分
国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局の平成22年度以降に完成した工事 (請負金額が500万円未満の工事は除く)	工事成績評点で評価
上記以外	見なし65点

○同種・類似工事の実績を複数項目で設定し、異なる機関の実績が提出された場合は、一番低いと判断される機関の実績で評価する。(同一工事に限定しない場合に限る。)

(4)「優良工事技術者表彰」の留意事項

○対象は平成27～30年度表彰

○配置する技術者が上記に示す期間に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する年を評価対象期間以前に加えることができる。評価対象期間以前に加える期間は、年単位とし、1年未満の期間の場合は1年を、1年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

○配置予定技術者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事技術者表彰」を受賞の場合に評価する。

○同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする(港湾空港関係を除く)。

○評価対象の期間は、表彰月の翌月から4年後の表彰月まで

○技術資料(競争参加資格確認資料)表彰有無の記載がある場合のみ評価対象とする。表彰の写しの添付は不要。

2. 「企業の能力」の留意事項

○同種・類似工事の施工実績は対象業者の種類により、以下のとおりとする。

対象業者の種類	構成員等	実績の求め方（同種・類似）
単体業者	単体業者	同種又は類似工事の実績
経常建設共同企業体（甲型）	いずれかの構成員	同種又は類似工事の実績

※類似条件を付さない場合は、全ての参加企業に同種工事の実績を求める。

○「工事実績情報システム(CORINS)」に登録無き工事及び契約時のCORINS登録のみで工事内容が確認できない工事は、入札説明書にて提出を求めた書類(契約図書、施工計画書等)により確認を行う。

(1) 「企業の同種・類似工事の施工実績」の留意事項

○企業の同種・類似工事の実績は、平成15年度以降に引渡し完了した工事の実績を対象とする。

○同種・類似工事の実績で、異なる機関の実績が提出された場合は、一番低いと判断される機関の実績で評価する。

○実績を求める発注機関は以下のとおり区分する。

地方整備局及び北海道開発局	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局
上記以外の国の機関	政府調達に関する協定 附属書 I 付表1
政府関係機関	政府調達に関する協定 附属書 I 付表3
都道府県・政令指定都市	政府調達に関する協定 附属書 I 付表2
都道府県・政令指定都市の関係機関	政府調達に関する協定 附属書 I 付表2の関係機関
市町村及び民間事業等	上記以外のすべての実績

政府調達に関する協定 附属書 I は外務省 [HPhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/chotatu.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/chotatu.html) に掲載のとおり。

※前身の機関における実績も現機関と同様とする。

○工事成績資料の取扱いは以下のとおりとする

ア)工事成績評定通知等の評定点の合計（以下「工事成績」という。）が企業に通知されている実績においては、「工事成績」を証明する資料の添付がなければ入札に参加できない。

その場合、「工事成績」が65点未満の場合は入札に参加できない。

また、県及び政令市等における維持作業や雪氷作業等については、工事としてではなく業務委託としての扱いで実施している場合があるため、同種・類似工事の設定には留意することとし、「工事成績」の実施の有無を含め、関係自治体等へ確認を行う。

イ)「工事成績」が企業に通知されていない実績の場合は、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類を添付すること

この場合においては、発注機関及び企業に「工事成績」が通知されていないことを確認した上で、実績として認める。

ウ)国土交通省のうち、地方整備局（旧組織を含む）及び北海道開発局・沖縄総合事務局の実績であって、平成15年度以降に引き渡された請負金額が500万円未満の工事においては、実績工事に係る検査結果通知書等の検査に合格したものが証明できる書類の添付がなされていれば、評定点を65点と見なすものとする。

※営繕部及び静岡営繕事務所が発注する工事は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局（旧組織を含む）並びに北海道開発局、沖縄総合事務局の実績を対象とする。

(2)「企業の工事成績」の留意事項

- 中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の工事成績平均点(少数第2位以下切捨)で評価する。
- 平成26～29年度に完成した「当該工種」の工事が対象
- 上記実績が無い場合は『65点』の見なし点数とする。
- 経常建設企業体(甲型)の実績の取扱いは以下のとおりとする。

単体業者	当該業者が受注した実績に加え、当該業者が参加する経常建設共同企業体の実績を全て対象とする。
経常建設共同企業体(甲型)	当該建設共同企業体が受注した実績に加え、構成員が単体業者として受注した実績を全て対象とする。

- 中部地整(港湾空港関係除く)発注の平成28、29年度の工事成績で60点未満の場合は減点を行う。

(3)「優良工事表彰等」の留意事項

- 優良工事表彰(対象は平成29年、30年度表彰)

ア)入札参加者が中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長、室長)より「優良工事表彰」を当該工種における元請として受賞した場合に評価する。

イ)評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで

ウ)技術資料(競争参加資格確認資料)に表彰有無の記載がある場合のみ評価対象とする。表彰の写しの添付は不要。

エ)評価対象となる「優良工事表彰」の受賞後に「営業停止措置」又は「中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)工事で 65 点未満の工事成績通知」を受けた企業の優良工事表彰は評価対象としない。

- 工事成績優秀企業認定(対象は平成29年、30年度認定)

ア)入札参加者が中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価する。ただし当該工事の工種が次の10工種の場合に限る。

一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、
セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、
法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事

イ)評価対象の期間は、認定月から2年間

ウ)技術資料(競争参加資格確認資料)に認定の有無が記載されている場合に評価する。ただし、認定の写しを添付する必要はない。

エ)評価対象となる「工事成績優秀企業」の認定後に「文書注意以上の措置」又は「中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)工事で65点未満の工事成績通知」を受けた企業の工事成績優秀企業認定は評価対象としない。

(4)「安全工事表彰」の留意事項(対象は平成29年、30年度表彰)

- 入札参加者が中部地方整備局長又は事務所長(管理所長、室長)より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価する。

- 同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする(港湾空港関係を除く)。

○評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで

○技術資料(競争参加資格確認資料)に表彰有無の記載がある場合のみ評価対象とする。表彰の写しの添付は不要。

- 評価対象となる「安全工事表彰」の受賞後に、文書注意以上の措置を受けた企業の措置以前に受賞した安全工事表彰は評価対象としない。

(5)「社会貢献等表彰」の留意事項(対象は平成29、30年度表彰)

- 入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長(管理所長)より「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価する。
- 同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする(港湾空港関係を除く)。
- 評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで
- 技術資料(競争参加資格確認資料)に表彰有無の記載があり、かつ、表彰状の写しの添付がある場合に評価する。

(6)登録基幹技能者の配置

- 当該工事(工種)の品質確保に寄与する登録基幹技能者(元請・下請問わず)を配置できる場合に評価するものとする。〔<http://www.yoi-kensetsu.com/kan/>〕

(7)担当技術者の資格

- 評価の対象は、自社の職員で1級舗装施工管理技術者の資格を有した技術者を配置できる場合に評価するものとする。
 - 舗装施工時に、主任(監理)技術者・現場代理人とは別に担当技術者として配置される場合、又は主任(監理)技術者・現場代理人と兼務する場合に評価する。
 - 1級舗装施工管理技術者の資格が確認できる書類が添付されない場合は評価しない。
 - 配置予定の主任(監理)技術者が複数名申請された場合、その技術者のうち1名が1級舗装施工管理技術者として申請された場合は、主任(監理)技術者・現場代理人と兼務として取り扱う。
 - 工事種別が「アスファルト舗装工事」又は「セメント・コンクリート舗装工事」以外の場合においても、「担当技術者の資格」を評価することが相応しい工事は、1級舗装施工管理技術者の資格に変えて、他の資格も担当技術者の資格として評価することとする。
- ＜参考＞PC技士、地すべり防止工事士、コンクリート診断士、コンクリート(主任)技士等

(8)建設ICTの活用

1. 「MC」を活用した施工を実施 ＜施工能力評価型のみ適用＞

- 「建設ICTの活用」としてMCを活用する場合に評価する
- 対象工事及び対象技術は以下の場合に限る
 - 評価対象: 舗装工(As舗装・排水性舗装(路盤より上層の部分)1,000m²以上)
 - ※維持修繕に伴う舗装(切削オーバーレイ、打ち替え等)を対象とし、新設舗装は対象外とする
 - 対象技術: MCアスファルトフィニッシャー(3D、若しくは2D)による施工
 - ※評価対象数量の考え方
 - 路面面積で判断する(一層あたりの数量の合計値とはしない)。
 - 施工区間が連続しておらず、複数に分かれている場合でも合計数量で判断する。
 - 橋面舗装でも評価する。
 - 維持修繕に伴う舗装(切削オーバーレイ、打ち替え等)を対象とし、新設舗装は対象外とする

2. 土工(盛土・切土)・舗装工・路盤工における「MC、MG」活用実績

＜ICT 土工発注者指定Ⅱ型のみ適用＞

- 対象工事は、一般土木工事Cランクで公告する、河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工において切土量・盛土量いずれかが10,000m³以上の工事(岩掘削及び、巻き出し厚を管理しない盛土は、対象土量に含まない)
- 過去に土工(盛土・切土)・舗装工・路盤工において「MC、MG」を活用した施工の実績(i-Constructionに基づく建設ICTの実績も含む)を証明できる資料として、契約書、施工計画書、アンケート調査票等の写しの添付がある場合に評価する。

3. i-Construction に基づく建設ICT(ICT 土工)を実施＜ICT 土工: 施工者希望型Ⅰ型のみ適用＞

- 対象工事は、一般土木工事Cランクで公告する、河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工において切土量・盛土量いずれかが10,000m³未満から1,000m³以上の工事
 - (切土量・盛土量いずれかが10,000m³以上の工事は実施義務のため加点評価しない。岩掘削及び、巻き出し厚を管理しない盛土は、対象土量に含まない)
- 現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く土工施工範囲の全てで活用する場合は、建設

ICT活用計画書様式のチェック欄に「■」と記入する。

- 建設生産プロセス①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合（建設ICT活用計画書様式のチェック欄が■）のみ加点評価の対象とする。

4. i-Construction に基づく建設ICT (ICT 舗装工 (As,Co)) を実施

＜ICT 舗装工 (As,Co) : 施工者希望型 I 型のみ適用＞

- 対象工事は、3億円未満で公告する、新設路盤工が[※]10,000m²以上の工事で、次に示す工事
アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、
コンクリート舗装工
- 現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く路盤工施工範囲の全てで活用する場合は、建設ICT活用計画書様式のチェック欄に「■」と記入する。
- 建設生産プロセス①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合（建設ICT活用計画書様式のチェック欄が■）のみ加点評価の対象とする。

5. i-Construction に基づく建設ICT (ICT 河川浚渫工) を実施

＜ICT 河川浚渫工 : 施工者希望型 I 型のみ適用＞

- 対象工事は、3億円未満で公告する、浚渫数量が20,000m³以上の工事で、次に示す工事
浚渫工（バックホウ浚渫船）
- 現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く浚渫工施工範囲の全てで活用する場合は、建設ICT活用計画書様式のチェック欄に「■」と記入する。
- 建設生産プロセス①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合（建設ICT活用計画書様式のチェック欄が■）のみ加点評価の対象とする。

(9) 手持ち工事量

- 中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の一般土木工事について、評価基準日時点で施工中の件数に応じて評価する。
- 施工中とは、契約日から工事完了日までの期間（契約日、工事完了日を含む）をいう。

3. 「地域精進度・貢献度」の留意事項

(1) 「平成15年度以降の近隣地域内の工事实績」の留意事項

○工種ランク別の一定規模は、以下の「工種ランク別一定規模」参照。

別表【工種ランク別の一定規模】

工種	ランク	一定規模	備考	工種	ランク	一定規模	備考
一般土木 建 築	A	6. 0億円		造 園	A	0. 25億円	
	B	3. 0億円			B	0. 2億円	
	C	0. 6億円		木造建築	—	※別途	
	D	0. 3億円	建築0.25億円	Co舗装	—	1. 2億円	Asに同 じ
As舗装	A	1. 2億円		PC	—	2. 2億円	
	B	0. 5億円		法面処理	—	0. 6億円	
	C	0. 2億円		塗装	—	0. 2億円	
鋼橋上部	—	0. 5億円		維持修繕	—	0. 3億円	
電気設備	A	2. 0億円		しゅんせつ	—	1. 0億円	
	B	0. 5億円		グラウト	—	0. 2億円	
	C	0. 2億円	建築に係る 電気設備0.25 億円	杭打	—	1. 9億円	
暖冷房 衛生設備	A	2. 0億円		さく井	—	0. 2億円	
	B	0. 5億円		プレハブ建築	—	0. 25億円	
	C	0. 25億円		機械設備	—	0. 4億円	
				通信設備	—	0. 4億円	
				受変電設備	—	0. 4億円	

(2) 「地域内の拠点の有無」の留意事項

○建設業法に基づき設置された本店・支店・営業所の所在地を評価する。

(3) 「災害活動実績」の留意事項

○平成25年4月1日以降に、「中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等の要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（鳥インフルエンザ等防疫活動を含む）」及び、「中部地方整備局管外において、中部地方整備局、事務所の要請により災害支援活動」の実績が有る場合に評価

○上記の災害支援活動により中部地方整備局長、事務所長又は機関や自治体等の長より感謝状、表彰を受けた場合は＋1点

上記の災害支援活動による感謝状、表彰に加え「地域貢献等表彰（平成 25 年度表彰）」の場合も同様に加点対象とする。

また、「災害対策関係功労者中部地方整備局長表彰・事務所長表彰」の決定通知（表彰出席依頼）も加点対象とする。

○活動実績を証明できる資料として、要請書、協定書、契約書等の写し、若しくは、機関や自治体の参加実績証明書の写しの添付がある場合に評価する。

○活動実績が下請以降である場合は、資料として、機関等が発出した元請への要請書や契約書の写し、及び、元請から下請への要請書や契約書の写しの添付がある場合に評価する。

○自治体等からの活動実績の場合に、災害活動実績が否か判断出来ない場合は、直接、自治体へ確認すること。

○特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種（塗装等）は、評価対象としないことが出来る。

(4) 「災害協定締結の有無」の留意事項

○「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と、「中部地方整備局」又は「中部地整管内の事務所」が災害協定を締結しており、災害応急活動等に従事するものであることを協定締結団体により証明された資料の添付がある場合に評価。

○当該工事を発注した事務所との協定締結がある場合は、有利に加点する。

○「入札参加者が会員等となっている団体」と工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において「国の機関、政府関係機関、自治体等」が災害協定を締結している場合に評価（地域要件が中部地整管内の場合）

合は評価しない)

- 入札説明書に記載のある様式により、年度内に発行された団体が発行する証明書の写しを添付する。
- 個別企業との協定締結は、評価しない。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種(塗装等)は、評価対象としないことが出来る。

(5)「ボランティアによる地域貢献」の留意事項

- 中部地方整備局管内における道路及び河川行政(発注事務所により、どちらかに限定)に係るボランティア活動により、中部地方整備局長及び事務所長(管理所長)から「入札参加者」や「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受けている場合に評価する。
- 表彰や感謝状を付与した事務所(管理所)管内での活動を評価する。
- 評価基準日(申請書等の提出期限日)から遡って2年以内の表彰や感謝状を評価する。
- 表彰や感謝状の写しの添付があった場合に評価する。
- 表彰や感謝状の授与者が団体の場合は、表彰や感謝状の写しの他に、授与団体が発行する「当該業者が参加したことを証明する資料」の添付がある場合に評価する。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種(塗装等)は、評価対象としないことが出来る。
- 中部地方整備局長から感謝状を受けた場合は発注工事の担当事務所管内の場合に限る
※営繕部及び静岡営繕事務所が発注する工事は、道路・河川の両方を評価対象とすることが出来る。

(6)「道路除雪作業または直轄河川・道路維持工事(作業)の実績」の留意事項

○「道路除雪作業の実績」の取扱いは以下のとおりとする

ア) **平成25年4月1日以降**に、中部地方整備局管内において、国又は地方自治体が積雪期をとおして発注する「24時間体制」の道路除雪(雪氷)作業の契約実績(下請けも含む)を評価対象とする。

「道路除雪(雪氷)作業以外が含まれた包括的な維持修繕工事」の実績についても評価対象とする。

イ) 国とは、政府調達に関する協定 附属書 I 付表1の他付表3の機関も含める。

ウ)「24時間体制」とは、契約期間の中で平日の昼間以外に、土曜日、日曜日及び祝日を含めた24時間において、緊急作業を迅速に実施する体制を確保することを義務づけた作業をいう。

エ) 当該年度に契約締結した実績も評価対象とする。

オ) 契約した実績を証明できる資料(契約書、設計図書(仕様書等)の写し 等)の添付がある場合に評価する。自治体等の場合は、契約した実績を証明できる資料(契約書、設計図書(仕様書等)、もしくは協定書の写し 等)の添付がある場合に評価する。いずれの場合においても、上記ウ)を満たす場合に評価する。

カ) 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種(塗装等)は、評価対象としないことが出来る。

○「直轄河川・道路維持工事(作業)の実績」の取扱いは以下のとおりとする

ア) **平成25年4月1日以降**に、中部地方整備局管内の事務所(管理所)が発注する「24時間体制」の直轄河川・道路の応急維持作業等の実績(工期は6ヶ月以上の工事であること。)(下請けも含む)を評価対象とする。

イ) 当該年度に契約締結した実績も評価対象とする。

ウ) 実績を証明できる資料(契約書等の写し等)の添付がある場合に評価する。

エ) 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない工種(塗装等)は、評価対象としないことが出来る。

4. その他

○公平性の確保のために下記5項目のすべてを評価対象としない場合、『企業の実力』を15点・『地域精通度・貢献度等』を最大5点としたうえで、「地域内の拠点の有無」を4点満点とする。

<5項目> ・「災害活動実績」

・「災害協定締結の有無」

・「ボランティアによる地域貢献」

・「道路除雪作業の実績」

・「直轄河川・道路維持工事(作業)の実績」

政府調達に関する附属書 I 付表

平成 29 年 12 月 15 日現在

付表1	付表2	付表3 A群	付表3 B群
衆議院	北海道	独立行政法人農畜産業振興機構	国立研究開発法人建築研究所
参議院	青森県	中日本高速道路株式会社	独立行政法人航空大学校
最高裁判所	岩手県	株式会社日本政策投資銀行	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
会計検査院	宮城県	東日本高速道路株式会社	国立研究開発法人森林研究・整備機構
内閣	秋田県	独立行政法人環境再生保全機構	大学共同利用機関法人
人事院	山形県	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人海技教育機構
内閣府	福島県	独立行政法人奄美群島振興開発基金	国立研究開発法人水産研究・教育機構
復興庁	茨城県	年金積立金管理運用独立行政法人	全国健康保険協会
宮内庁	栃木県	阪神高速道路株式会社	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
公正取引委員会	群馬県	社会保険診療報酬支払基金	独立行政法人造幣局
国家公安委員会(警察庁)	埼玉県	北海道旅客鉄道株式会社(注釈a及びg)	独立行政法人労働者健康安全機構
個人情報保護委員会	千葉県	本州四国連絡高速道路株式会社	日本年金機構
金融庁	東京都	日本アルコール産業株式会社	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
消費者庁	神奈川県	独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人自動車技術総合機構
総務省	新潟県	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(注釈b)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
法務省	富山県	株式会社国際協力銀行	独立行政法人国立公文書館
外務省	石川県	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	国立研究開発法人国立がん研究センター
財務省	福井県	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
文部科学省	山梨県	独立行政法人日本貿易振興機構	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
厚生労働省	長野県	株式会社日本政策金融公庫	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
農林水産省	岐阜県	地方公共団体金融機構	独立行政法人工業所有権情報・研修館
経済産業省	静岡県	独立行政法人国際交流基金	独立行政法人大学入試センター
国土交通省	愛知県	日本貨物鉄道株式会社(注釈a及びg)	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
環境省	三重県	独立行政法人住宅金融支援機構	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
防衛省	滋賀県	独立行政法人労働政策研究・研修機構	独立行政法人国立病院機構(本部)(ブロック事務所・病院)
	京都府	独立行政法人国際協力機構	国立研究開発法人国立環境研究所
	大阪府	独立行政法人国際観光振興機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	兵庫県	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(注釈c)	独立行政法人教職員支援機構
	奈良県	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	和歌山県	日本郵政公社を承継した機関	国立研究開発法人情報通信研究機構
	鳥取県	日本郵政株式会社	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
	島根県	日本郵便株式会社	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
	岡山県	株式会社ゆうちょ銀行	独立行政法人国立高等専門学校機構
	広島県	株式会社かんぽ生命保険	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	山口県	独立行政法人郵便貯金・簡保生命保険管理機構	独立行政法人国立文化財機構
	徳島県	日本中央競馬会	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	香川県	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(注釈a、d及びe)	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(注釈h)
	愛媛県	国立研究開発法人科学技術振興機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
	高知県	独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人国立青少年教育振興機構
	福岡県	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人家畜改良センター
	佐賀県	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立美術館
	長崎県	日本たばこ産業株式会社(注釈g)	独立行政法人国立科学博物館
	熊本県	独立行政法人水資源機構	独立行政法人国立印刷局
	大分県	自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人	国立研究開発法人防災科学技術研究所
	宮崎県	首都高速道路株式会社	独立行政法人酒類総合研究所
	鹿児島県	小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人	独立行政法人統計センター
	沖縄県	農林漁業団体職員共済組合	国立大学法人
	大阪市	消防団員等公務災害補償等共済基金	独立行政法人国立女性教育会館
	名古屋市中	成田国際空港株式会社	株式会社日本貿易保険
	京都市	地方競馬全国協会	国立研究開発法人土本研究
	横浜市	独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園	独立行政法人経済産業研究所
	神戸市	独立行政法人国民生活センター	
	北九州市	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
	札幌市	日本電信電話株式会社(注釈f及びg)	
	川崎市	東日本電信電話株式会社(注釈f及びg)	
	福岡市	西日本電信電話株式会社(注釈f及びg)	
	広島市	独立行政法人北方領土問題対策協会	
	仙台市	沖縄振興開発金融公庫	
	千葉市	放送大学学園	
	さいたま市	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
	静岡市	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
	堺市	日本私立学校振興・共済事業団	
	新潟市	国立研究開発法人理化学研究所(注釈b)	
	浜松市	四国旅客鉄道株式会社(注釈a及びg)	
	岡山市	東京地下鉄株式会社(注釈fa)	
	相模原市	独立行政法人都市再生機構	
	熊本市	独立行政法人福祉医療機構	
		西日本高速道路株式会社	

1 特定の機関に関する注釈

- a 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。
- b 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際的な合意に反する情報の開示がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。
- c 地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。
- d 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。
- e 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。
- f 公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達は、含まない。
- g 建設サービス以外の付表5に掲げるサービスの調達は、含まない。
- h 国立健康・栄養研究所のために行う調達以外の調達は、含まない。
- 2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による調達に関しては、3に規定する注釈の規定を次のとおり適用する。
- a 注釈1aは、鉄道建設に関連する活動についてのみ適用する。
- b 注釈1dは、旧日本国有鉄道の清算に関連する活動についてのみ適用する。
- c 注釈1eは、造船事業についてのみ適用する。
- 3 東日本旅客鉄道株式会社(注釈1a及びg)、東海旅客鉄道株式会社(注釈1a及びg)及び西日本旅客鉄道株式会社(注釈1a及びg)については、欧州連合がこれらの会社の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、A群に含まれるものとみなす。この3の規定は、欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。
- 4 航空宇宙技術研究所については、欧州連合及びアメリカ合衆国がこの廃止された機関の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、B群に含まれるものとみなす。この4の規定は、アメリカ合衆国及び欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。
- ※熊本市については、政府調達に関する協定には含まれていないが、平成24年4月1日に政令指定都市に移行されている。